宮津市庁舎整備基本計画

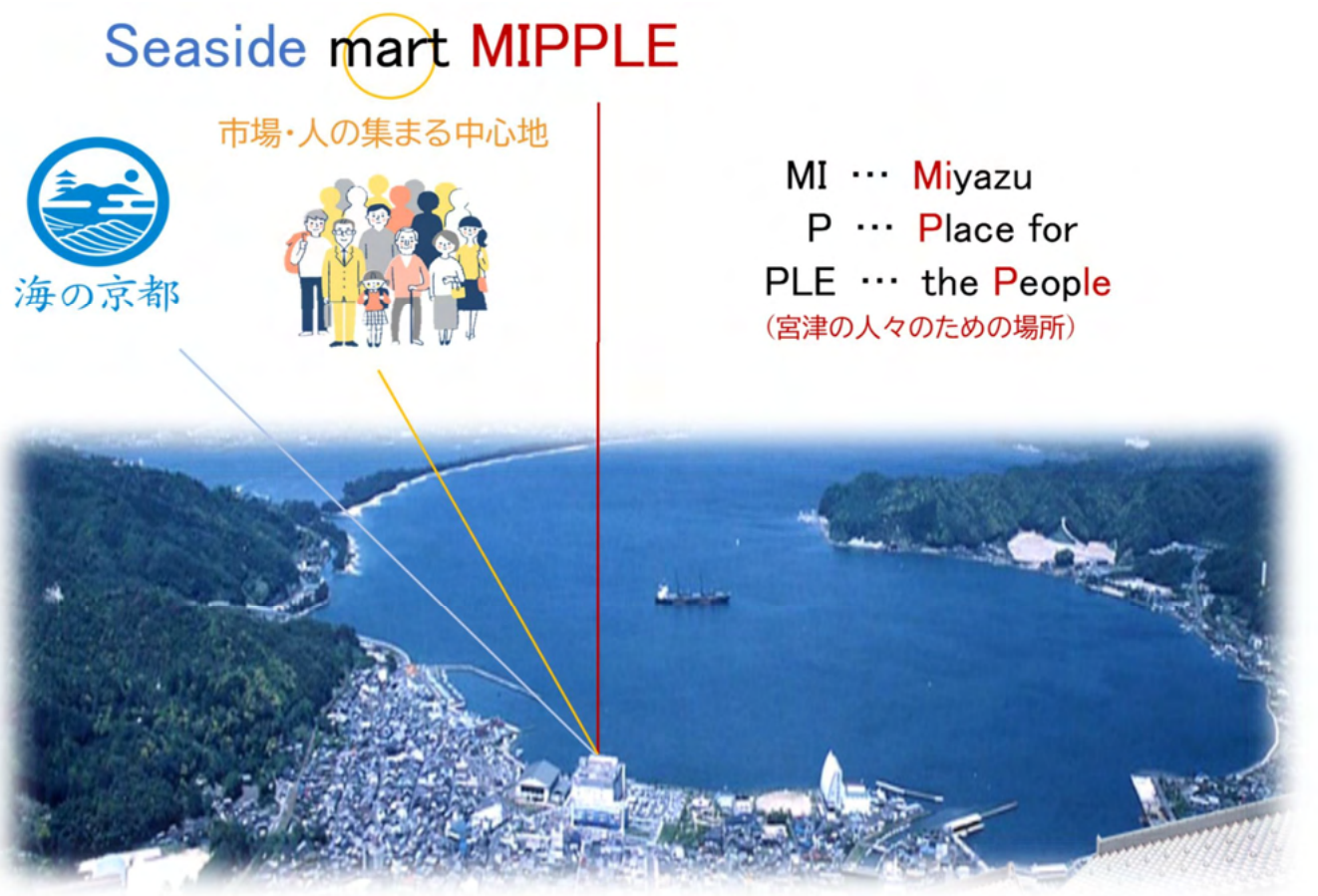

令和 7年 7月

宮津市

目次

１．　基本計画 1
　１－１．　新庁舎整備の基本的な考え方 1
　　1-1-1　　新庁舎整備の基本コンセプト 1
　　1-1-2　　新庁舎整備に向けた施設規模や建物構成など 3
　１－２．　各階の整備方針 6
　　1-2-1　　各階のゾーニング 6
　　1-2-2　　各階の整備計画及び機能・配慮 11
　１－３．　事業計画 28
　　1-3-1　　事業スケジュール 28
　　1-3-2　　概算事業費 29

２．　参考 30
　２－１．　新庁舎整備の必要性、整備手法選定方法の経過 30
　　2-1-1　　市庁舎の現状、課題 30
　　2-1-2　　新庁舎整備の必要性及び課題整理 31
　　2-1-3　　市民意見の聴取 31
　　2-1-4　　基本構想の検討経過及び概要 33
　　2-1-5　　基本計画の検討経過 37
　　2-1-6　　参考資料 39

1．基本計画

1-1．　新庁舎整備の基本的な考え方

1-1-1　新庁舎整備の基本コンセプト

市民に開かれ 海に開かれた

『宮津の窓』となる庁舎

Point 1 ： 市民に開く

市民の利便性を第一に考え、**窓口部門をひとつのフロアに集約**します。市民が親しみやすい空間として**広い待合ロビー**の他、多様な使い方を想定した**交流スペース**を設けます。テラスの開放や、カフェの設置等の民間活用も検討し、訪れる様々な人々にとって居心地のよい、**市民に開かれた**空間づくりを目指します。

Point 2 ： 海に開く

ミップルビルへ移転計画では、構造上、予算上、その他様々な条件から、海の目の前という立地を活かして外壁部に新たな開口部を設けるような意匠的な大規模改修は困難です。そこで、**海に面した2階のテラスや既存開口部**を**最大限効率的に活かす計画**を行い、**宮津ならではの魅力をアピール**できる、**海に開かれた**空間づくりを目指します。

Seaside mart MIPPLE

市場・人の集まる中心地

海の京都

MI … Miyazu
P … Place for
PLE … the People
（宮津の人々のための場所）

1．利用しやすく親しみのある庁舎…利便性
構想…市民にとって親しみが持て、誰もが気軽に集える交流の機能を有する庁舎とする。
計画…行政機能・市民の利用率が高い窓口を集約して配置し、市民が親しみ、気軽に集い交流できるオープンスペースを提供する。

2．災害にも強く、安全・安心を確保する庁舎…安全性
構想…強固な防災性を備えるとともに、万が一の大災害時、非常時、緊急時において、災害対策拠点として必要な防災機能を備え、市民の安全・安心に資する庁舎とする。
計画…新耐震に合致した建築物であるミップルビルに移転することで、現庁舎より災害に対する安全性が向上する。

3．シンプルで経済的な庁舎…環境・経済性
構想…過度な装飾は排除し使いやすさを重視するとともに、将来の財政負担が過大とならないよう、初期投資も維持管理も低コストな庁舎とする。
計画…移転による改修範囲を２階と４階に集中し、３階を現状維持することで、必要最小限の範囲とし、移転改修に伴うコストを抑える。

4．機能的な庁舎…機能性
構想…市民の利便性向上を図るため、分散している行政機能を１か所に集約し機能性を高めるとともに、設備のバリアフリー化はもとより、国際標準であるユニバーサルデザインを導入し、ダイバーシティにも配慮した来庁者にやさしく、職員が働きやすい庁舎とする。
計画…ミップルビルへの全面的な移転及び窓口部門を集約することで、行政機能及び市民の利便性の向上をする。汎用性の高いオープンスペースや議場の計画により、市民・職員双方にとって利用しやすい庁舎とする。また、再生可能エネルギーの利活用など環境への配慮を図る。

5．宮津らしさのある庁舎…意匠性
計画…市民に開かれ、海に開かれた「宮津の窓」となる庁舎として、市民への配慮（わかりやすい窓口・個別相談スペース・様々な活動が行える交流広場の設置など）と、海の見える立地環境を最大限に活かした空間構成により、宮津らしい空間づくりを行う。

1-1-2　新庁舎整備に向けた施設規模や建物構成など

市民の利便性や庁舎整備に係る経済合理性などから、ミップルビルに集約移転することとします。

ミップルビルを市が所有し、２～４階を市が使用、１階、５階は民間事業者の使用となり、市庁舎と商業施設が一体となる施設とします。

（１） 階層及び機能配置

これまでから地域の買い物需要等に対応している経過を踏まえ、１階は食料品・日用品等の店舗とします。２階は、最も市民利用が高いことから、窓口部門（市民環境部、健康福祉部｛一部除く｝）や事業部門（産業経済部、建設部）などを配置し、また、議場を含めた議会関係諸室などを配置します。また、隣接する中２階には、海が見える市民に開放されたテラスやオープンスペースを配置します。

３階は、既に市民に親しまれている図書館や浜町ギャラリー、各コミュニティルームを継続して配置します。

４階は、同じく市民に親しまれている子育て支援センターや障害者支援センター、各コミュニティルームなどを継続して配置するほか、行政機能としては、主に管理部門（総務部、企画財政部、教育委員会）と窓口部門（健康福祉部）の一部を配置します。

５階は、これまで市民に親しまれている経過を踏まえ、飲食等の店舗とします。

【部門別フロア構成図】

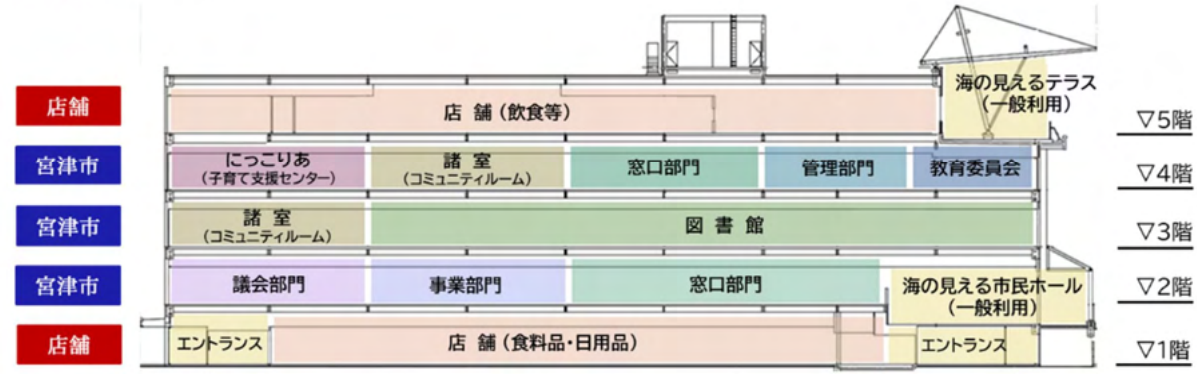

フロア面積

PH	153.13 m2
5 階	3,629.94 m2
4 階	4,016.29 m2
3 階	4,016.29 m2
2 階	3,945.88 m2
1 階	4,260.44 m2
計	20,021.97 m2

（２） その他関連施設等

ミップルビルへの出入口は、全て商業施設と市役所の共用として運用します。また、ミップルビル前の駐車場・駐輪場も、商業施設と市役所の共用として運用します。

なお、浜町立体駐車場については、共用駐車場の補完駐車場と位置づけて弾力的に運用します。

ミップルビル前の駐車可能台数は最大 272 台（うち優先駐車場６台）、駐輪場台数は約 150 台程度の駐輪区画があり、来庁者用の駐車場・駐輪場台数は基本的に確保できていますが、周辺の再開発動向も踏まえ、さらに検討を進めます。また、駐車場及び駐輪場に係る雨天時対応等について、今後検討していきます。

現在の防災拠点施設は移転集約後も、会議や市職員の協業スペースとして継続して活用します。

【ミップルビル出入口】

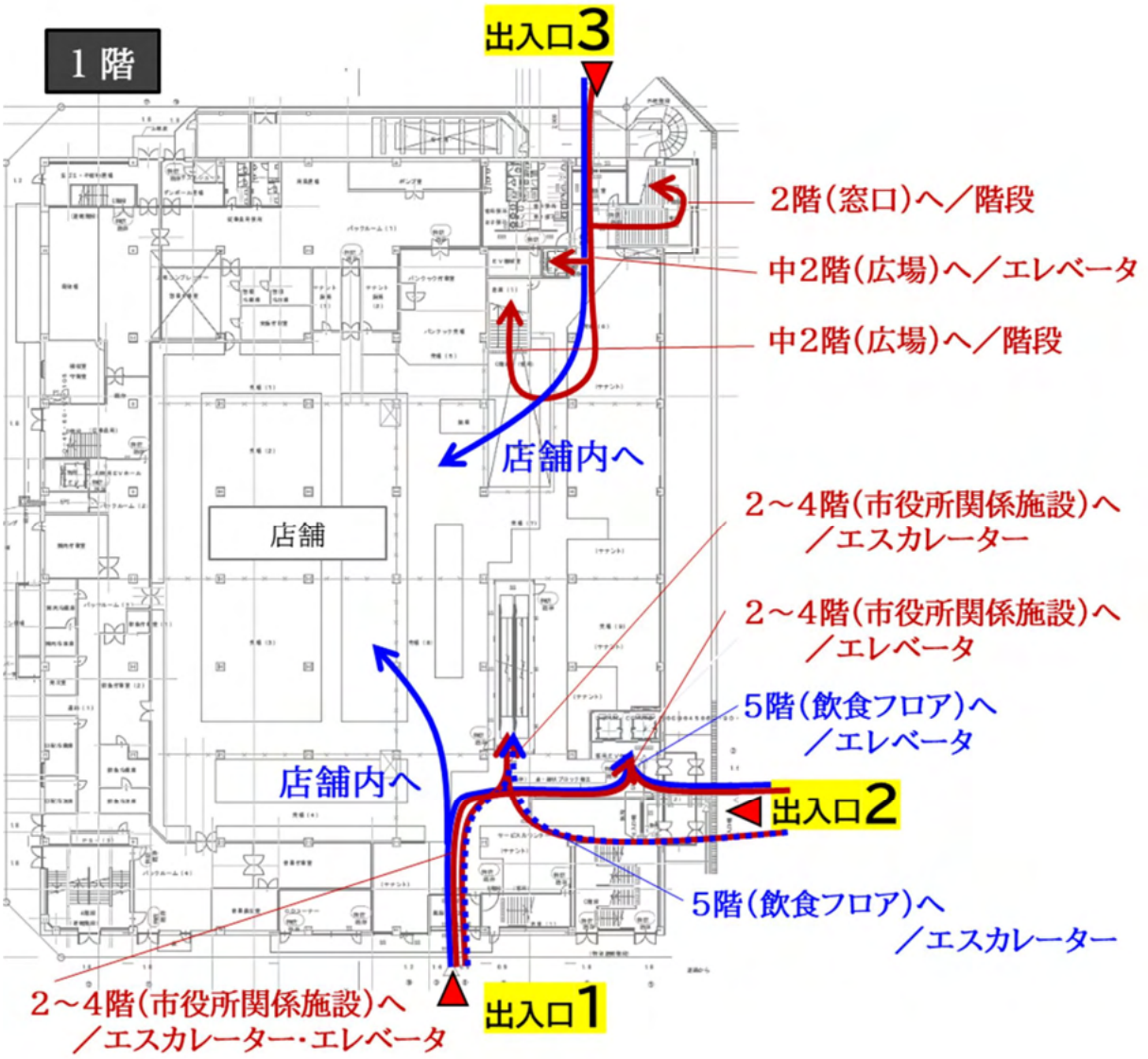

【ミップルビル出入口】

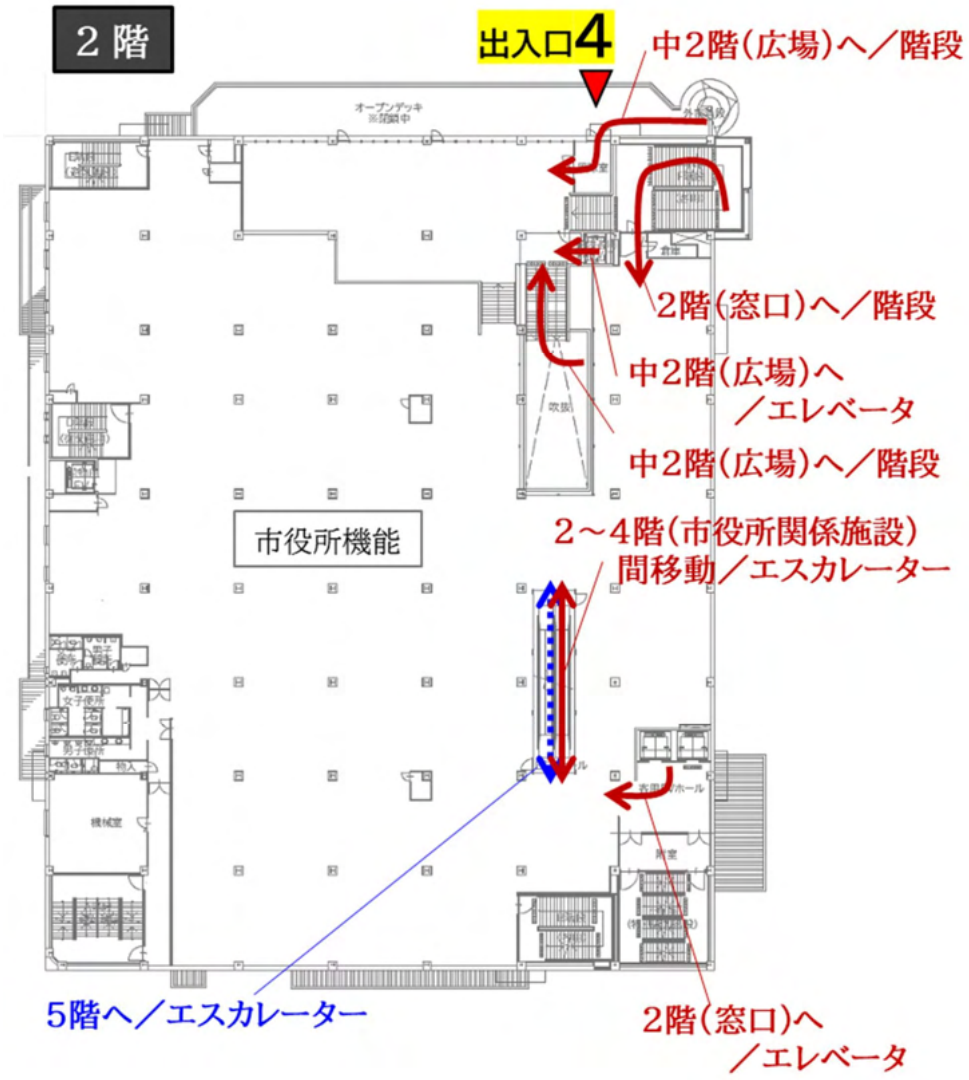
2 階
出入口4
中2階(広場)へ／階段
2階(窓口)へ／階段
中2階(広場)へ
／エレベータ
中2階(広場)へ／階段
市役所機能
2～4階(市役所関係施設)
間移動／エスカレーター
5階へ／エスカレーター
2階(窓口)へ
／エレベータ

1-2.　各階の整備方針

1-2-1　各階のゾーニング

１階から５階までのゾーニングは次のとおりです。なお、２階、４階の行政機能執務スペースは、コンパクトで機能的・効率的なレイアウトとします

１階：変更なし

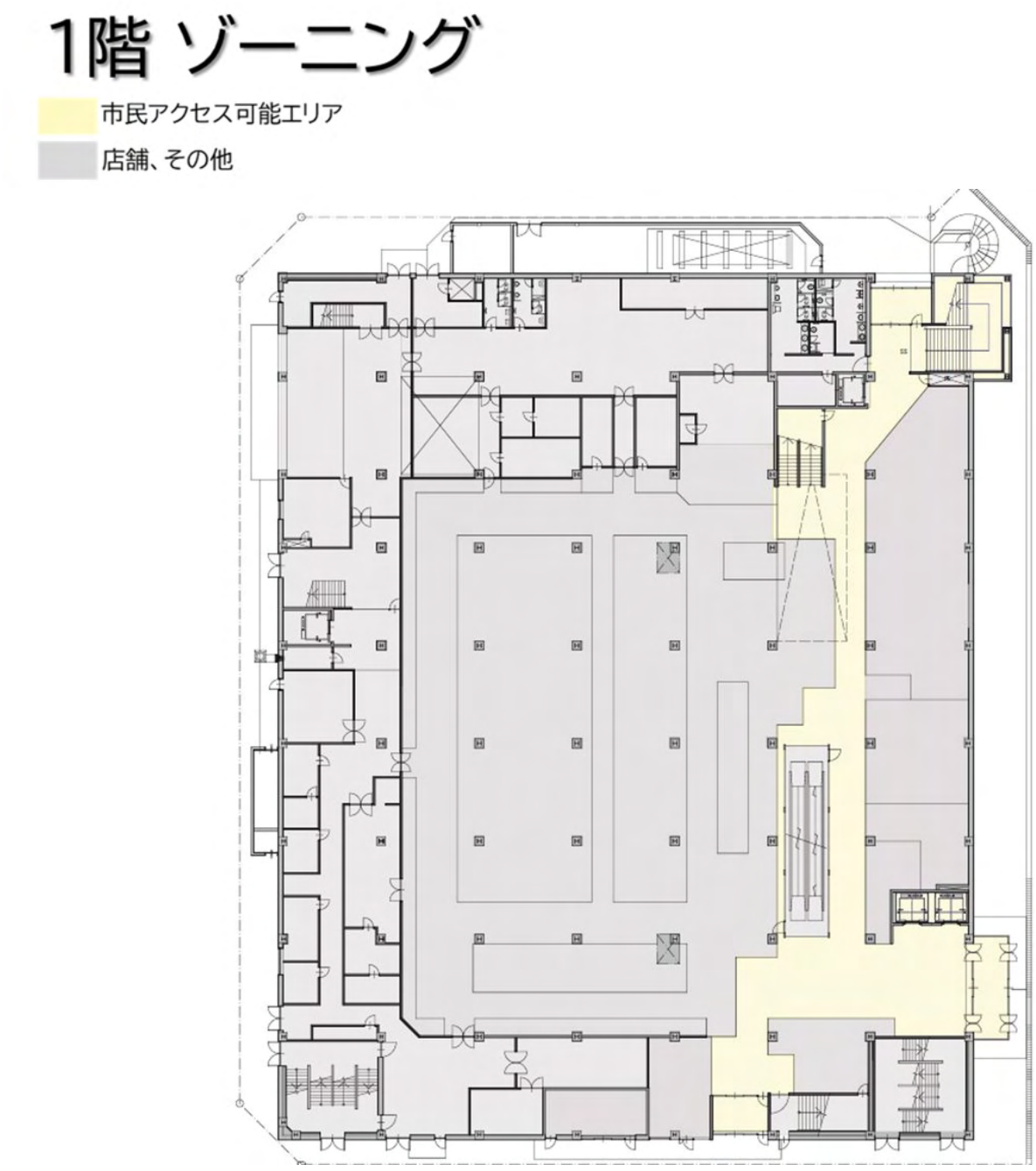

２階：市庁舎移転

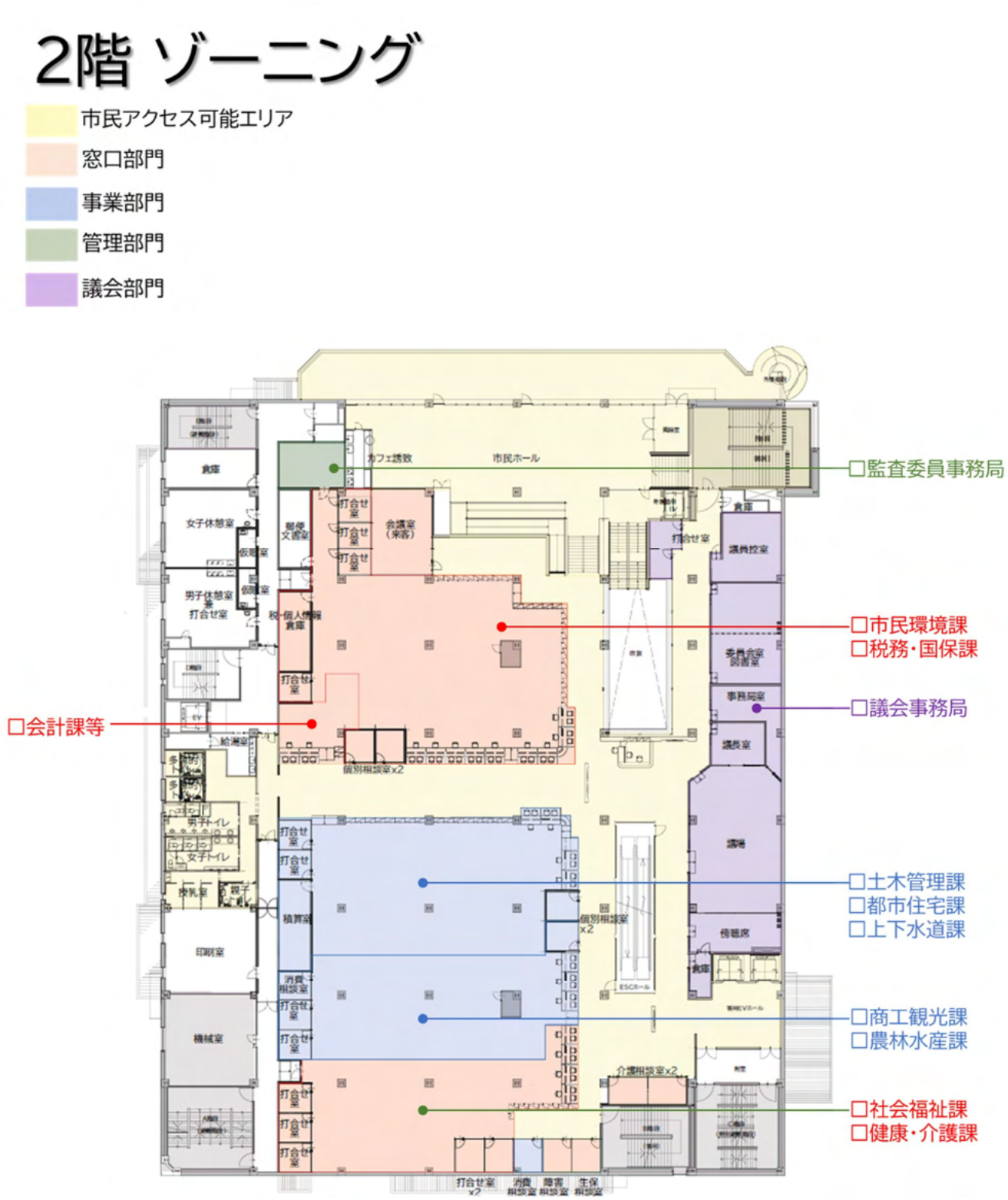
2階 ゾーニング
市民アクセス可能エリア
窓口部門
事業部門
管理部門
議会部門
□監査委員事務局
□市民環境課
□税務・国保課
□議会事務局
□会計課等
□土木管理課
□都市住宅課
□上下水道課
□商工観光課
□農林水産課
□社会福祉課
□健康・介護課

3階：変更なし

※3階の図書館、コミュニティルーム、浜町ギャラリーは、既存配置で継続使用します。

4階：移転による変更あり

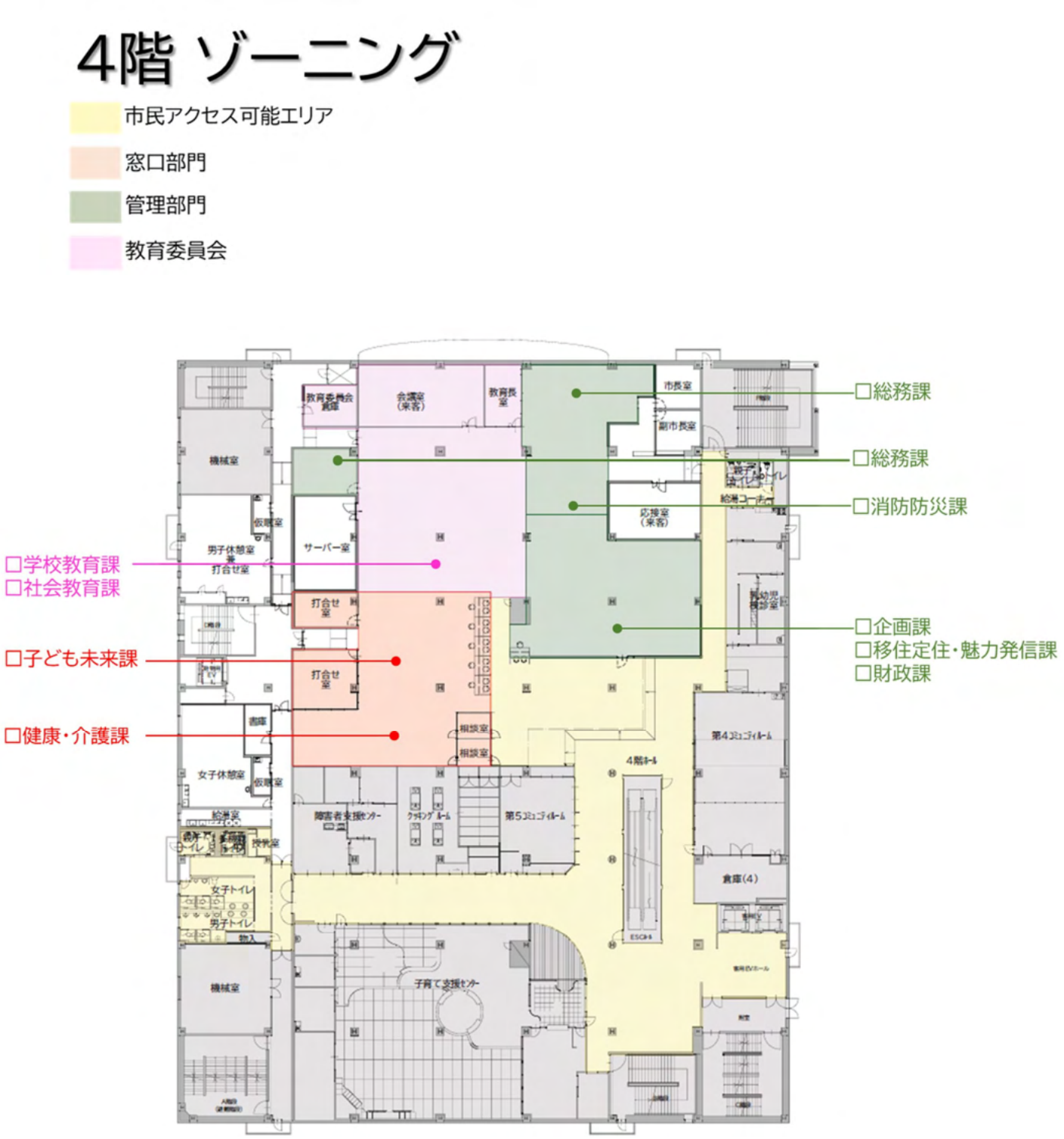

5階：変更なし

5階 ゾーニング
市民アクセス可能エリア
店舗、飲食店、その他
オープンデッキ
店舗
（飲食店）
風除室
店舗
店舗
（飲食店）
電気室
店舗
店舗
（飲食店）
発電機室
熱源機械室
倉庫
店舗
店舗

1-2-2　各階の整備計画及び機能・配慮

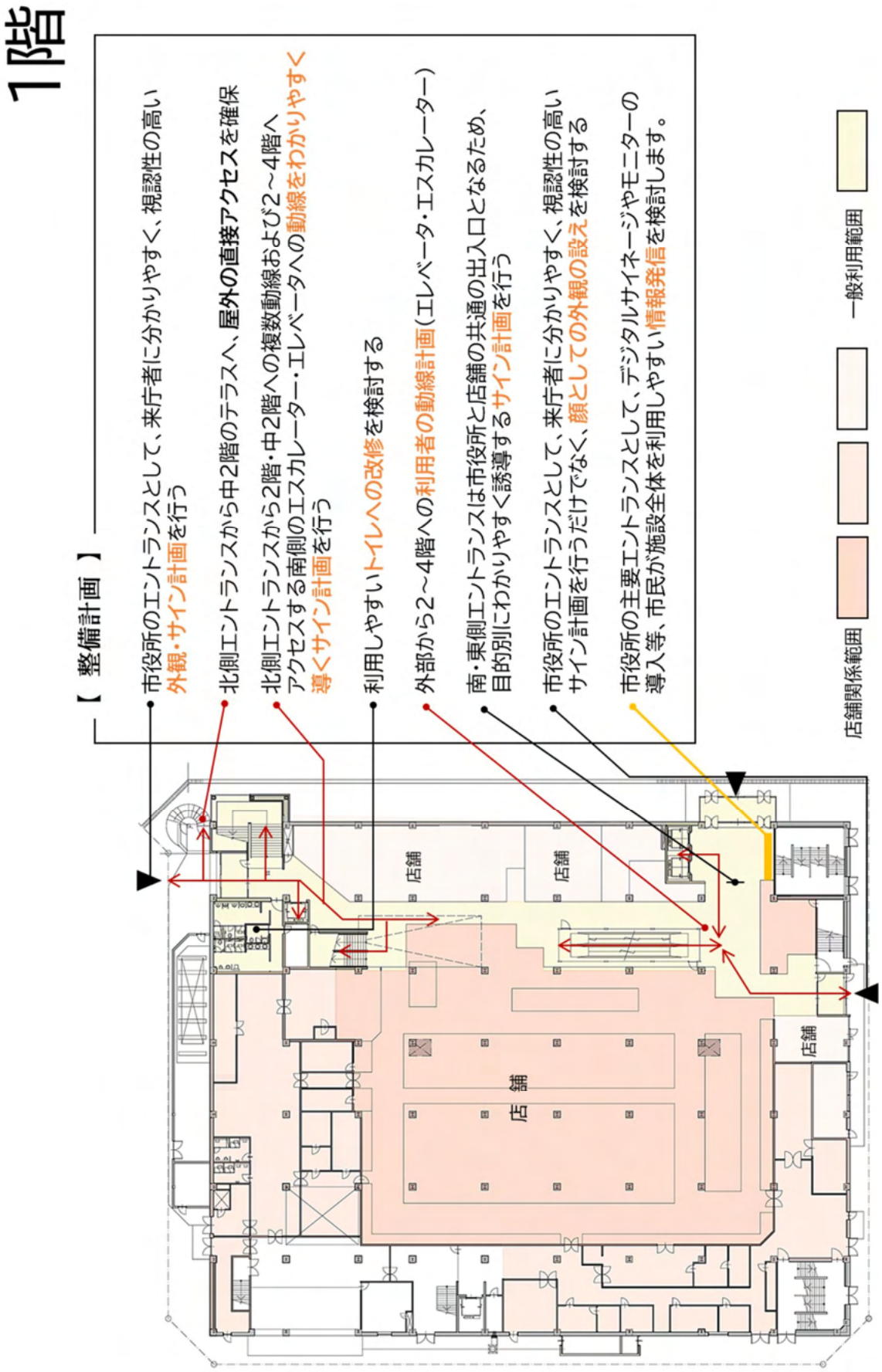

■求められる機能と配慮

No.	項 目	内 容
①	案内機能	3つの出入口に、市役所のエントランスとして来庁者に分かりやすく視認性の高い外観・サイン計画を計画します。特に東側エントランスは市役所と店舗の共通の出入口となるため、目的別にわかりやすく的確に誘導する導入部を計画するだけでなく、市役所の顔としての設えを検討します。 デジタルサイネージやモニターの導入等、市民が施設全体を利用しやすい情報発信を検討します。またサイン計画では必要に応じ、外国語を併記した案内表示を設置します。 来庁者の目的に沿ったわかりやすい案内ができるよう、2階には市役所の総合案内カウンターの設置を計画し、情報発信コーナー(モニター)や待合席の配置も計画します。
②	アクセス性	北側エントランスから中2階テラスへ、屋外の直接アクセスを確保し、市民ホールへのアプローチを可能とします。東側エントランス付近には車寄せを計画し、高齢者・身体障害者等に配慮します。 北・南・東の各エントランスから2～4階の市役所各フロアへ、目的に沿ってスムーズに移動できるよう、エレベータ・エスカレーターの動線を確保します。また、北側からの来庁者の、高齢者・身体障害者の2階への動線に配慮し、中2階と2階を結ぶスロープを計画します。

【全館共通】

No.	項 目	内 容
⑥	安全性	強固な防災性を備えるとともに、万が一の大災害時、非常時、緊急時において、災害対策拠点として必要な防災機能を備え、市民の安全・安心に資する庁舎とします。 最新の耐震基準(新耐震／1981年)を満たした建築物であるミップルビルに移転することで、現市庁舎より災害に対する安全性を向上させます。 災害時の活動に必要な太陽光発電設備や自家発電装置等を検討し、非常用電源を確保します。 情報通信回線やライフライン等の安全対策を行います。
⑨	経済性	将来の財政負担まで考慮し、新築ではなく既存建物への移転改修計画とします。 既存建物を利用することで、過度な装飾的計画を省きます。移転済みの3階・4階の一部を現状のまま使用する計画を含み、改修範囲を必要最小限に留めることでコストを抑えます。 初期投資だけでなく、長寿命・高耐久な構造や材料の採用、維持管理費を想定した汎用機器による設備整備、維持管理が容易な内外装仕上げの導入、省エネルギー設備の採用など、移転後の維持管理にも配慮し、低コストな庁舎を実現します。

【1階】

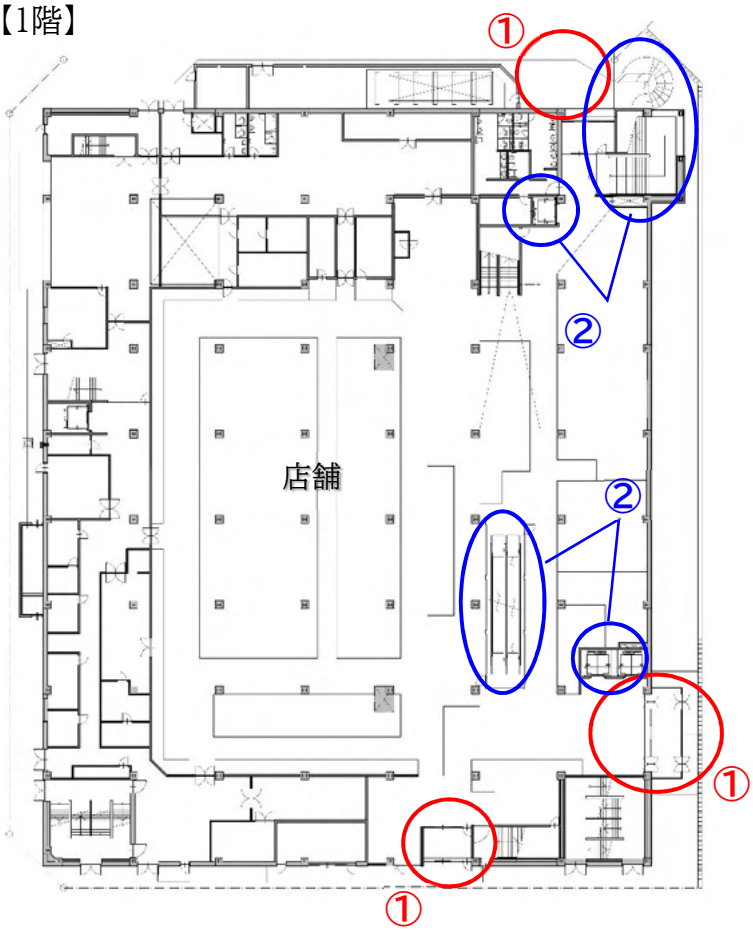

外壁サイン image

総合案内

情報案内サイネージ

アクセス性の配慮

2階、中2階

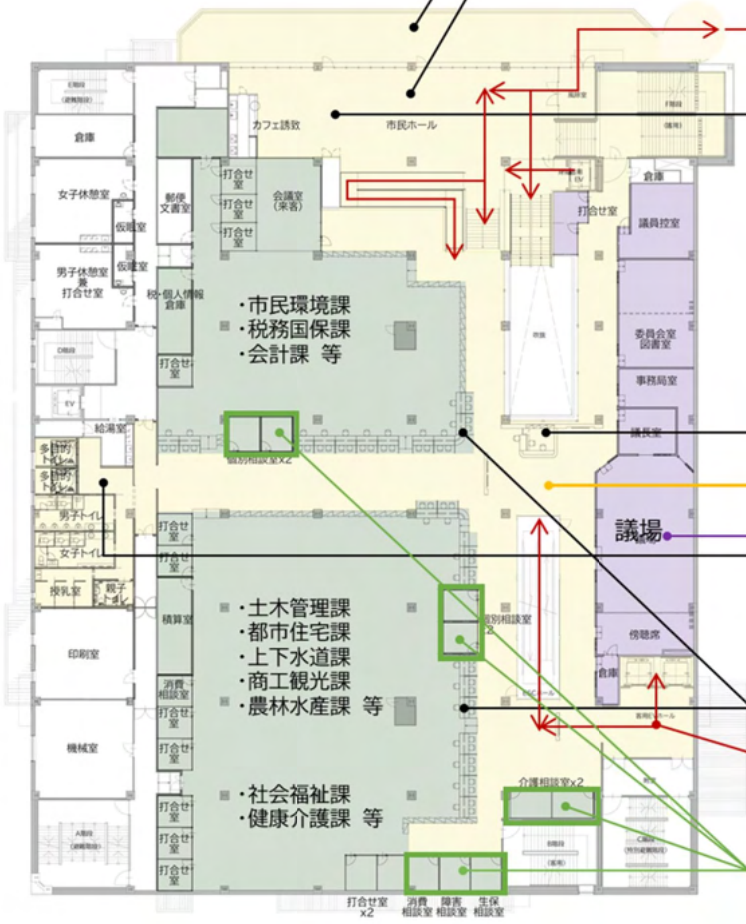

【 整備計画 】

- 市民に開放されたテラス・オープンスペース計画
- 外部から中2階、2階への利用者の直接動線、アプローチ計画
  （エレベータやスロープ等の、高齢者・身体障害者配慮も含む）
- 市民ホールの設置計画（民間誘致によるカフェ等も検討し、面積配分等の計画をする）
- 窓口部門と同じフロアに議会部門を配置し、市民との距離の近いオープンな議会として計画
  （議会開催時以外は市役所の行事等に活用）
- 市役所の総合案内の設置計画
  （市民にわかりやすい案内ができるよう、受付の配置を計画し、情報発信のモニターや待合席の配置も計画する）
- 広々とした待合ロビーの計画 ※市民に開放されたエリア
- 利用しやすいユニバーサルデザインのトイレ（授乳室も含む計画）
- 市民のプライバシーに配慮した窓口ブースの計画
- 市民のプライバシーに配慮した相談室等の個室の計画
  （職員の会議等と兼用できる、多様な利用を想定し計画する）
- 外部から2～4階への利用者の動線計画（エレベータ・エスカレーター）

市役所範囲　議会範囲　一般利用範囲

■求められる機能と配慮

No.	項 目	内 容
①	案内機能	デジタルサイネージやモニターの導入等、市民が施設全体を利用しやすい情報発信を検討します。またサイン計画では必要に応じ、外国語を併記した案内表示を設置します。 来庁者の目的に沿ったわかりやすい案内ができるよう、2階には市役所の総合案内カウンターの設置を計画し、情報発信コーナー(モニター)や待合席の配置も計画します。
②	アクセス性	北側エントランスから中2階テラスへ、屋外の直接アクセスを確保し、市民ホールへのアプローチを可能とします。東側エントランス付近には車寄せを計画し、高齢者・身体障害者等に配慮します。 北・南・東の各エントランスから2～4階の市役所各フロアへ、目的に沿ってスムーズに移動できるよう、エレベータ・エスカレーターの動線を確保します。また、北側からの来庁者の、高齢者・身体障害者の2階への動線に配慮し、中2階と2階を結ぶスロープを計画します。
③	窓口機能	市民の利用が多い窓口を集約配置し、手続きにかかる移動効率を上げ、分かりやすく配置します。 短時間手続きに適したハイカウンターや、座って落ち着いて相談や手続きができるローカウンター、プライバシーに配慮した窓口ブース等、目的に沿った什器を計画します。
④	相談・ 打合せ機能	市民のプライバシーに配慮した個別相談ができる個室等を計画し、遮音性への配慮・オンライン設備等を検討します。個室については職員の会議・打合せと兼用できるように多様な利用を想定した汎用性の高い計画を行います。
⑤	集いの場・ 広場機能	市民に開放されたテラスや市民ホール等、市民が日常的に利用、滞在できるオープンスペースの設置を計画します。一部、民間誘致によるカフェ等も検討し、適切な面積配分を行います。 窓口エリアには広々とした待合ロビーを計画し、待ち時間の居場所を確保して、利用しやすい窓口空間をつくります。
⑦	防犯機能	行政情報の保護・管理のために、各フロアの夜間や閉庁時の明確な管理範囲を計画します。 来庁者が利用するエリアを明確化し、重要度に応じてセキュリティエリアを設定することで、来庁者の利便性と職員の業務効率性を両立させ、セキュリティ強化が必要な空間には特に配慮します。 出入口やエレベータ・エスカレーター・シャッター等の制限により、ホール・会議室等の貸出部分と執務室部分との管理範囲を区分します。市民と職員の動線も明確に分離します。 外部空間の要所にはライトやカメラなどの防犯設備を設置し、防犯対策を強化します。 最適な施錠管理システムの採用を検討します。
⑧	安心・ 快適性	来庁者が安心して利用しやすい、ユニバーサルデザインのトイレ(授乳室等も含む)への改修を検討します。
⑩	シンプルさ	既存建物の2～4階に市役所機能を集約し、市民の利用度が高い窓口機能を集約することで利用者にわかりやすいシンプルな計画とします。 デザインより機能やメンテナンス性を優先した計画を行います。 部署や課ごとに空間が別れることなく、オープンな執務空間・フリーアドレス方式を取り入れ、変更に対応しやすいシンプルなレイアウト、規格の統一化等を検討し、計画を行います。
⑪	行政・ 執務機能	市民サービス向上のために、効率的かつ円滑な事務処理ができるよう、窓口や執務空間を確保し行政組織や職員数の変化、将来的な働き方の変化にも対応できるよう、来庁者だけでなく職員の働きやすさに配慮し、フレキシビリティの高い計画を行います。 執務空間のフリーアドレス化を目指し、それに伴い必要な場所(ロッカー)等、附属機能の導入を検討し、職員の利便性を向上しながらスペースの減縮を図ります。 無線技術／無線LAN(Wi-Fi)やポータブルな端末を活用し、業務遂行のフレキシビリティを高めます。そのために適した新しい什器・備品の導入を検討します。 各部署が利用するスペースを適宜共有・有効活用できるよう、什器類規格の統一化を図ります。 会議室は多様な需要に対応するため、適正な規模・配置とともに間仕切り壁などで柔軟な使用を可能とします。 倉庫・収納スペースを配置しますが、ペーパーレス化推進に伴い面積の減縮が求められるため、根本的な文書破棄と整理を行い、スペース確保を考慮します。 職員のバックヤードは、ロッカーや仮眠、休憩・食事、打合せ等、多様な利用を想定し計画します。

No.	項 目	内 容
⑫	議会機能	市民に開かれた議会を目指すために、主要な窓口機能のある2階に議場及び委員会室等の議会関連諸室、傍聴環境を計画します。また議場は市の行事等の多目的利用を想定して計画します。 大型ディスプレイを設置する等、議会が行われない期間、本会議以外でも利用できる汎用性の高い計画を行います。 段差のないフラットな床面、スロープなど、バリアフリーに対応した議場を整備します。 議場以外でも市民が傍聴できるよう、モニター配信やインターネット配信などICTに対応した議場システムの整備を検討します。 議場の色調、音響や設え、備品など議会と調整して詳細を計画します。
⑬	市民に開かれ、海に開かれた交流の場づくり	市民に開かれた『宮津の窓』となる庁舎を目指し、市民への細やかな配慮（総合案内・わかりやすい窓口・個別相談スペース・様々な活動が行える交流広場の設置など）ある計画を行います。 海の見える立地環境を最大限に生かした空間構成により、宮津らしい庁舎を計画します。 海を臨む、開放された屋外テラスを計画します。 海側から中2階への観光客を含む利用者の直接アプローチを考慮した動線計画を行います。 （エレベータやスロープ等の、高齢者・身体障害者配慮も含む） 眺めのよい市民の憩いの場（市民ホール）を計画します。一部、民間誘致のカフェ等も検討し、宮津ならではの魅力をアピールする場をつくります。 「海の見える市役所」の窓口フロア計画として、視界を遮らない工夫、什器計画を取り入れます。 海の見える会議室・打合せ室など、個室計画にも眺望に配慮します。

【全館共通】

No.	項 目	内 容
⑥	安全性	強固な防災性を備えるとともに、万が一の大災害時、非常時、緊急時において、災害対策拠点として必要な防災機能を備え、市民の安全・安心に資する庁舎とします。 最新の耐震基準（新耐震／1981年）を満たした建築物であるミップルビルに移転することで、現市庁舎より災害に対する安全性を向上させます。 災害時の活動に必要な太陽光発電設備や自家発電装置等を検討し、非常用電源を確保します。 情報通信回線やライフライン等の安全対策を行います。
⑨	経済性	将来の財政負担まで考慮し、新築ではなく既存建物への移転改修計画とします。 既存建物を利用することで、過度な装飾的計画を省きます。移転済みの3階・4階の一部を現状のまま使用する計画を含み、改修範囲を必要最小限に留めることでコストを抑えます。 初期投資だけでなく、長寿命・高耐久な構造や材料の採用、維持管理費を想定した汎用機器による設備整備、維持管理が容易な内外装仕上げの導入、省エネルギー設備の採用など、移転後の維持管理にも配慮し、低コストな庁舎を実現します。

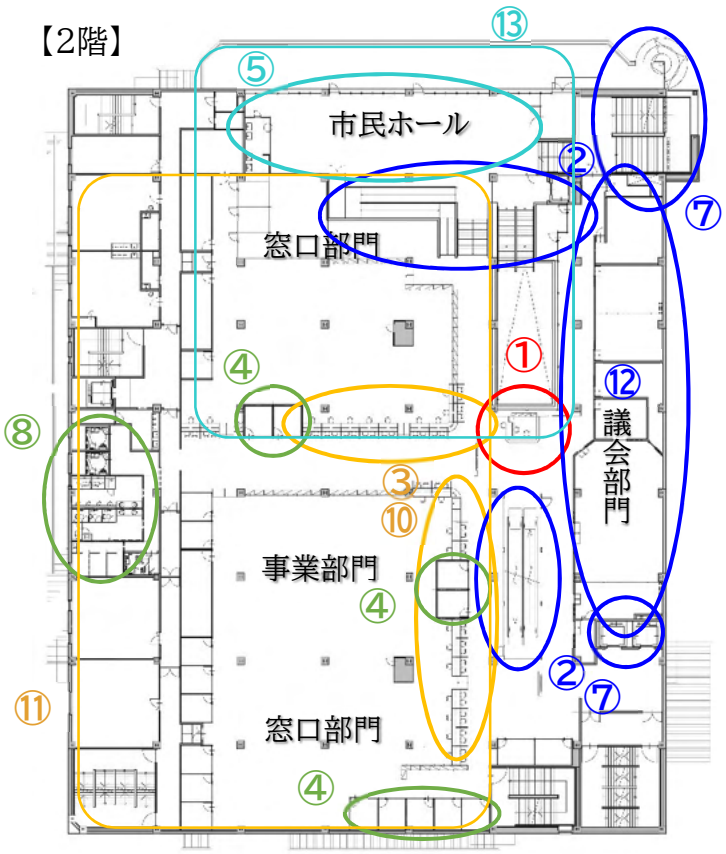

⑥・⑨

2階、中2階

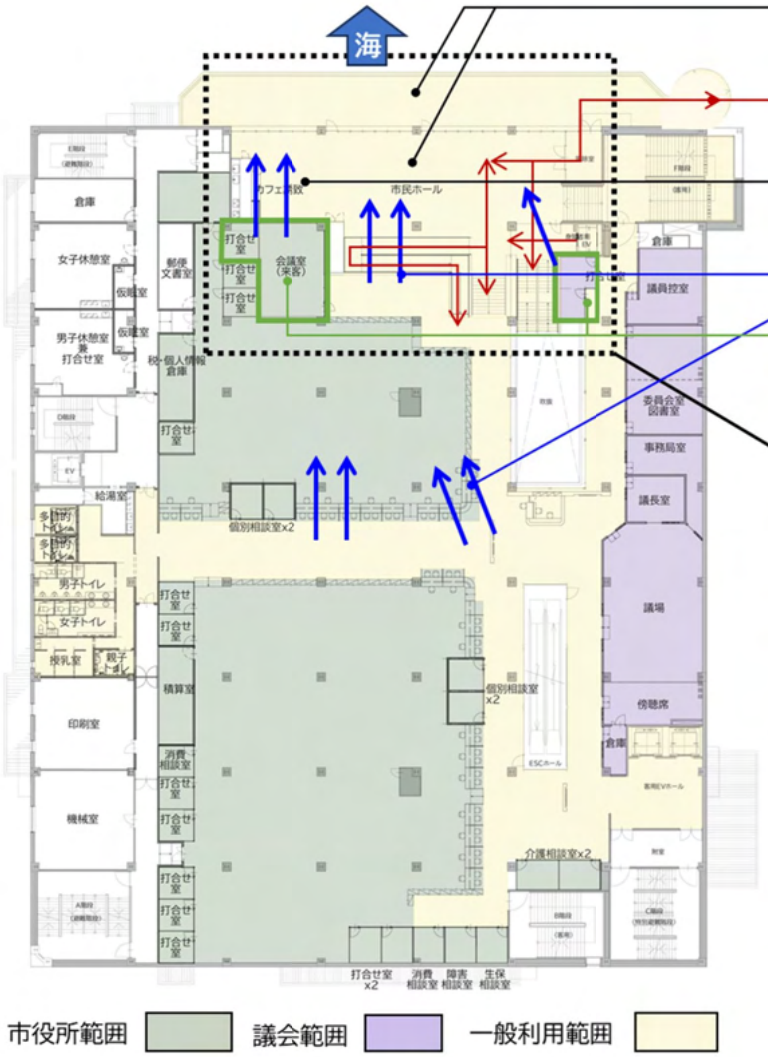

【 整備計画 】

- 海を臨む、開放されたテラス・オープンスペース計画
- 海側から中2階への観光客を含む利用者の直接動線、アプローチ計画
  （エレベータやスロープ等の、高齢者・身体障害者配慮も含む）
- 眺めのよい市民の憩いの場（市民ホール）の設置計画（民間誘致でカフェ等も検討し、宮津ならではの魅力をアピールする場をつくる）
- 前面に海を臨む「海の見える市役所」の窓口フロア計画
  （視界を遮らない工夫、什器計画を取り入れる）
- 海の見える会議室・打合せ室の設置計画
  （市民相談の他、職員会議等を含む多様な利用を想定し計画する）

海の見えるテラス・参考イメージ

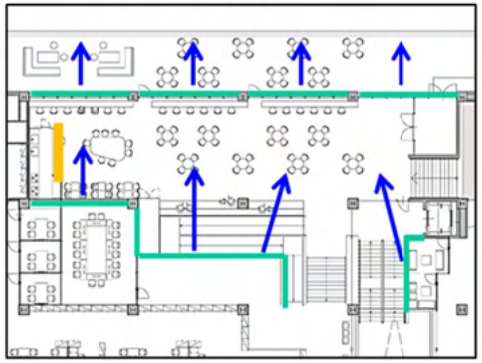

- 中2階、2階共に既存建物の開口部を視覚的に開放するガラス壁面の計画
- オーシャン・ビューを確保する
- 情報モニターを設置すれば様々な用途に多様に対応できる

参考事例：中野区役所イベントスペース「ナカノバ」

ガラス面を活かした外構に対して開放的な空間づくり

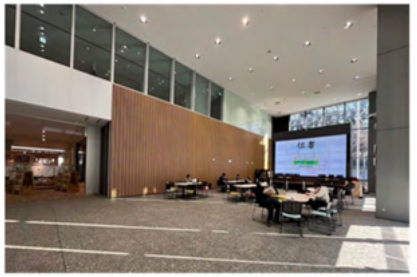

2階からも屋外の景観を臨むことができる

中２階

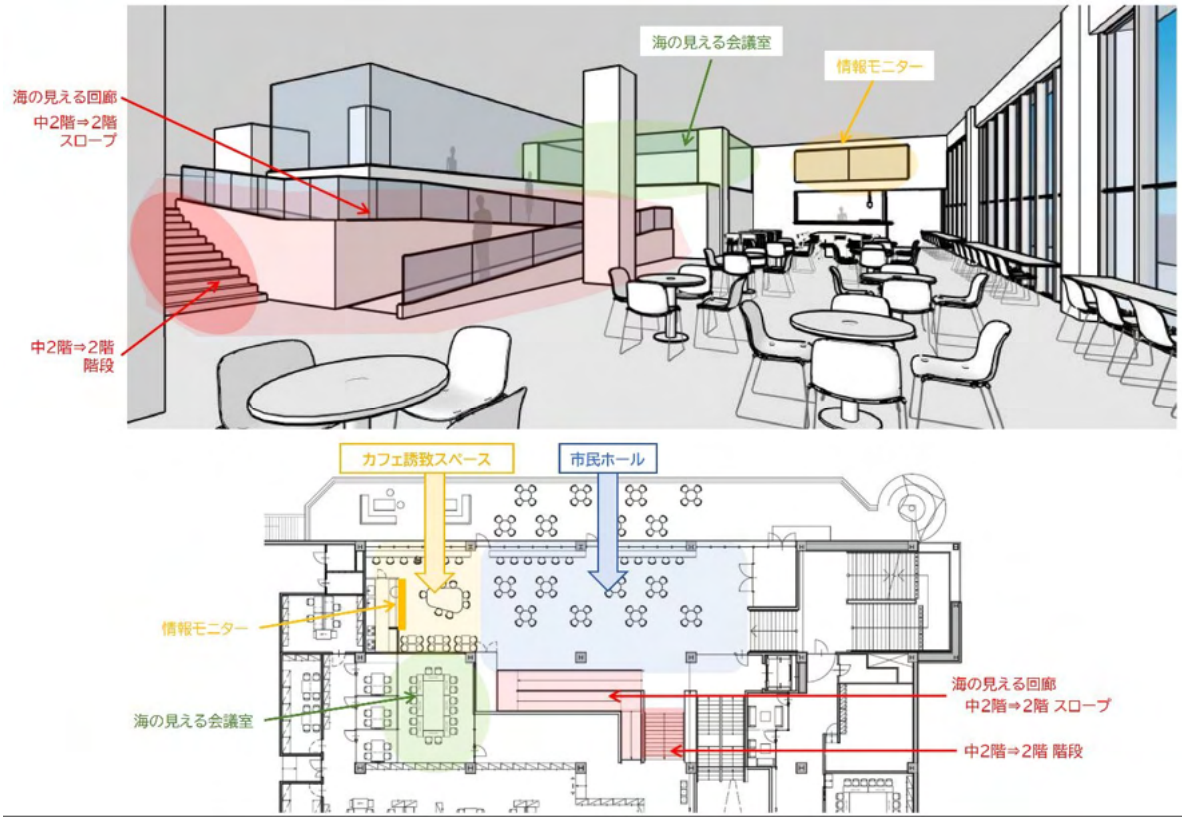

フリーアドレスを採用したシンプルな執務環境

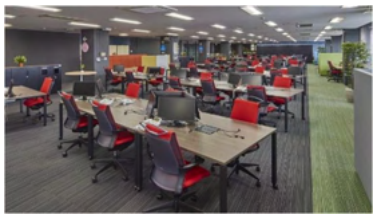

北九州市役所

コンパクト・シンプルな議場計画

道志村役場議場

広々とした待合とプライバシーに配慮した窓口

神戸市北区役所

窓越しに見える海を借景としたホール

聖ステパノ学園講堂

3階

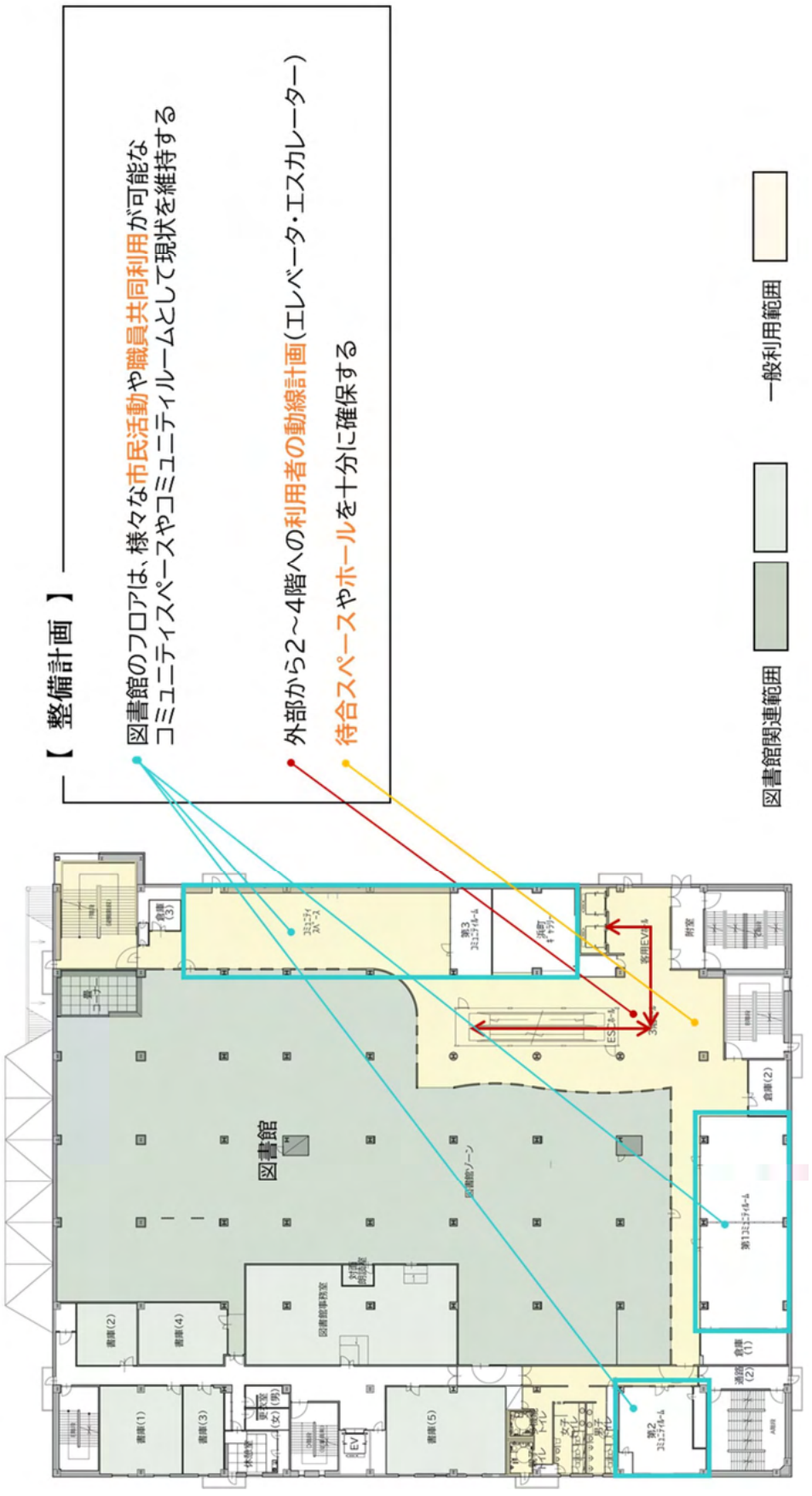
【 整備計画 】
図書館のフロアは、様々な市民活動や職員共同利用が可能な
コミュニティスペースやコミュニティルームとして現状を維持する
外部から2～4階への利用者の動線計画（エレベータ・エスカレーター）
待合スペースやホールを十分に確保する
図書館関連範囲
一般利用範囲
図書館

■求められる機能と配慮

No.	項 目	内 容
②	アクセス性	北・南・東の各エントランスから2～4階の市役所各フロアへ、目的に沿ってスムーズに移動できるよう、エレベータ・エスカレーターの動線を確保します。
⑤	集いの場・広場機能	コミュニティルームやコミュニティスペースを継続維持し、様々な市民活動に利用可能とします。
⑦	防犯機能	行政情報の保護・管理のために、各フロアの夜間や閉庁時の明確な管理範囲を計画します。 来庁者が利用するエリアを明確化し、重要度に応じてセキュリティエリアを設定することで、来庁者の利便性と職員の業務効率性を両立させ、セキュリティ強化が必要な空間には特に配慮します。 出入口やエレベータ・エスカレーター・シャッター等の制限により、ホール・会議室等の貸出部分と執務室部分との管理範囲を区分します。市民と職員の動線も明確に分離します。 外部空間の要所にはライトやカメラなどの防犯設備を設置し、防犯対策を強化します。 最適な施錠管理システムの採用を検討します。

【全館共通】

No.	項 目	内 容
⑥	安全性	強固な防災性を備えるとともに、万が一の大災害時、非常時、緊急時において、災害対策拠点として必要な防災機能を備え、市民の安全・安心に資する庁舎とします。 最新の耐震基準（新耐震／1981年）を満たした建築物であるミップルビルに移転することで、現市庁舎より災害に対する安全性を向上させます。 災害時の活動に必要な太陽光発電設備や自家発電装置等を検討し、非常用電源を確保します。 情報通信回線やライフライン等の安全対策を行います。
⑨	経済性	将来の財政負担まで考慮し、新築ではなく既存建物への移転改修計画とします。 既存建物を利用することで、過度な装飾的計画を省きます。移転済みの3階・4階の一部を現状のまま使用する計画を含み、改修範囲を必要最小限に留めることでコストを抑えます。 初期投資だけでなく、長寿命・高耐久な構造や材料の採用、維持管理費を想定した汎用機器による設備整備、維持管理が容易な内外装仕上げの導入、省エネルギー設備の採用など、移転後の維持管理にも配慮し、低コストな庁舎を実現します。

【3階】

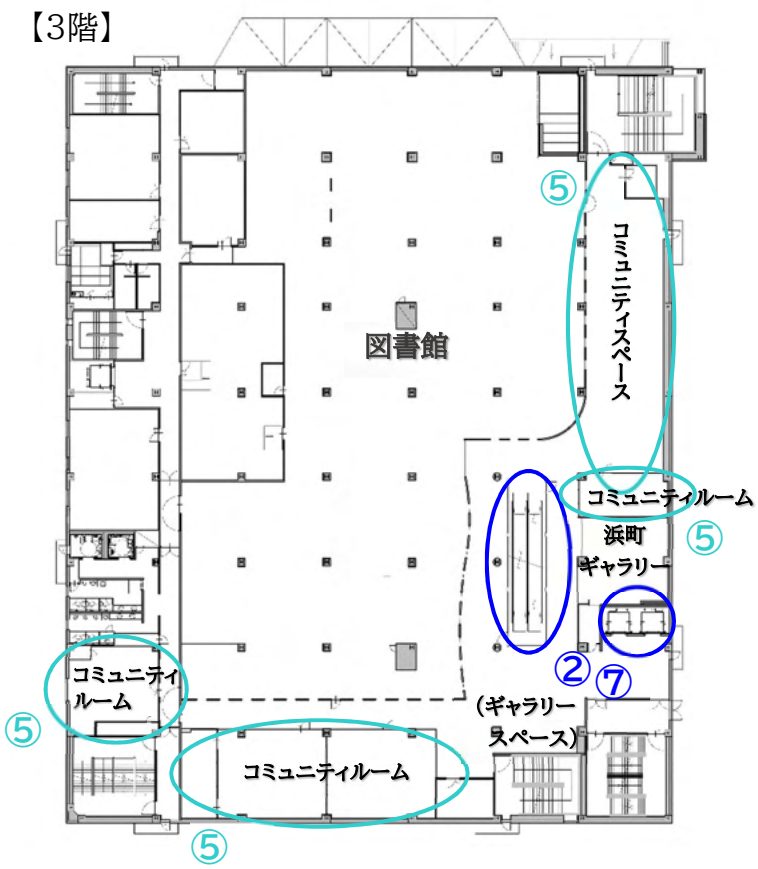
⑤
コミュニティスペース
図書館
コミュニティルーム
浜町
ギャラリー
⑤
②⑦
コミュニティルーム
⑤
(ギャラリースペース)
コミュニティルーム
⑤

図書館

4階

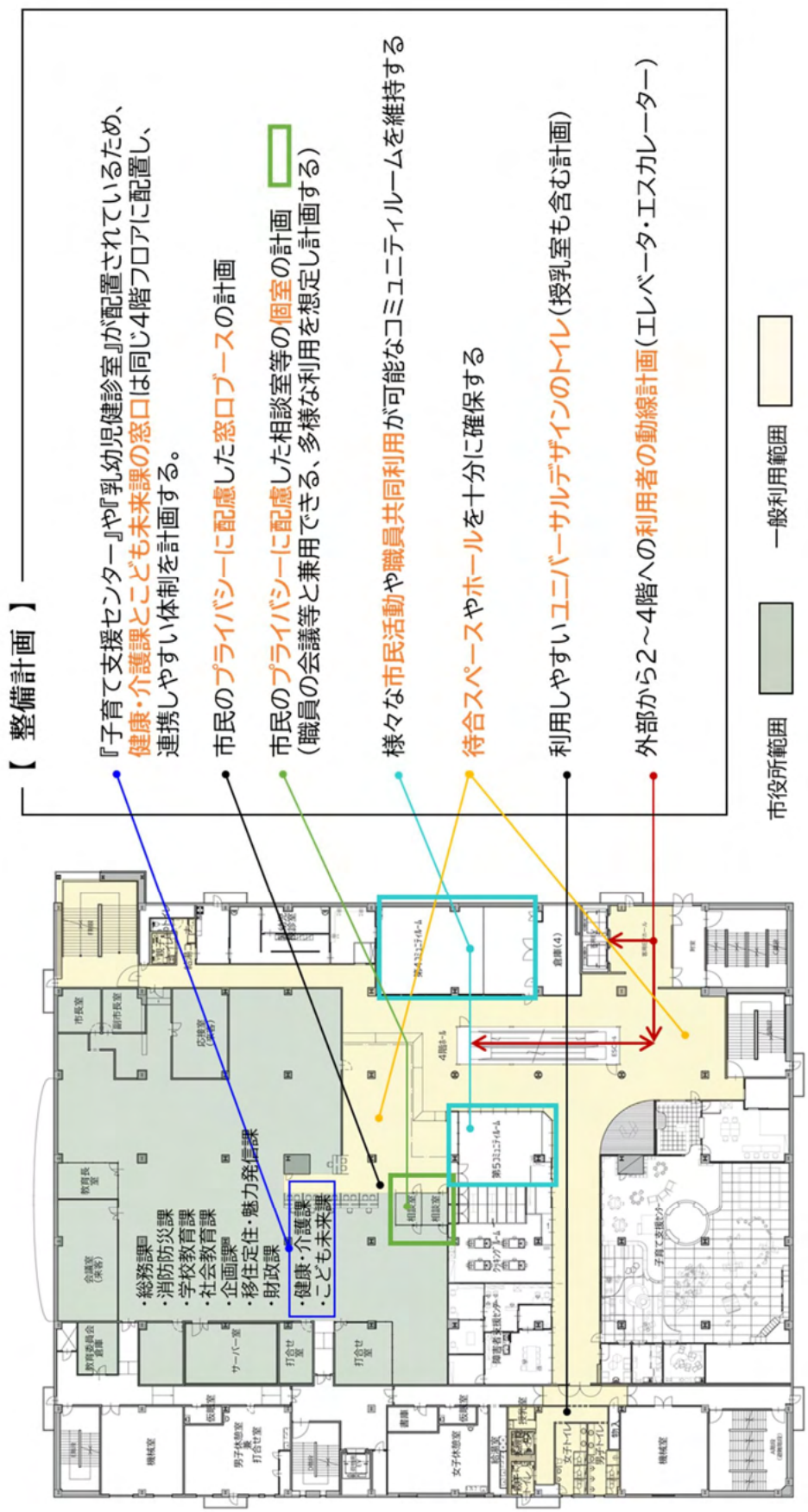
【 整備計画 】
『子育て支援センター』や『乳幼児健診室』が配置されているため、
健康・介護課とこども未来課の窓口は同じ4階フロアに配置し、
連携しやすい体制を計画する。
市民のプライバシーに配慮した窓口ブースの計画
市民のプライバシーに配慮した相談室等の個室の計画
(職員の会議等と兼用できる、多様な利用を想定し計画する)
様々な市民活動や職員共同利用が可能なコミュニティルームを維持する
待合スペースやホールを十分に確保する
利用しやすいユニバーサルデザインのトイレ(授乳室も含む計画)
外部から2～4階への利用者の動線計画(エレベータ・エスカレーター)
・総務課
・消防防災課
・学校教育課
・社会教育課
・企画課
・移住定住・魅力発信課
・財政課
・健康・介護課
・こども未来課
市役所範囲
一般利用範囲

■求められる機能と配慮

No.	項 目	内 容
③	窓口機能	短時間手続きに適したハイカウンターや、座って落ち着いて相談や手続きができるローカウンター、プライバシーに配慮した窓口ブース等、目的に沿った什器を計画します。
④	相談・ 打合せ機能	市民のプライバシーに配慮した個別相談ができる個室等を計画し、遮音性への配慮・オンライン設備等を検討します。個室については職員の会議・打合せと兼用できるように多様な利用を想定した汎用性の高い計画を行います。 様々な市民活動や職員利用が可能なコミュニティルームを継続維持し、打合せや会議に利用可能とします。
⑤	集いの場・ 広場機能	コミュニティルームを継続維持し、様々な市民活動に利用可能とします。
⑦	防犯機能	行政情報の保護・管理のために、各フロアの夜間や閉庁時の明確な管理範囲を計画します。 来庁者が利用するエリアを明確化し、重要度に応じてセキュリティエリアを設定することで、来庁者の利便性と職員の業務効率性を両立させ、セキュリティ強化が必要な空間には特に配慮します。 出入口やエレベータ・エスカレーター・シャッター等の制限により、ホール・会議室等の貸出部分と執務室部分との管理範囲を区分します。市民と職員の動線も明確に分離します。 外部空間の要所にはライトやカメラなどの防犯設備を設置し、防犯対策を強化します。 最適な施錠管理システムの採用を検討します。
⑧	安心・ 快適性	来庁者が安心して利用しやすい、ユニバーサルデザインのトイレ（授乳室等も含む）の設置をしています。
⑩	シンプルさ	既存建物の2～4階に市役所機能を集約し、市民の利用度が高い窓口機能を集約することで利用者にわかりやすいシンプルな計画とします。 デザインより機能やメンテナンス性を優先した計画を行います。 部署や課ごとに空間が別れることなく、オープンな執務空間・フリーアドレス方式を取り入れ、変更に対応しやすいシンプルなレイアウト、規格の統一化等を検討し、計画を行います。
⑪	行政・ 執務機能	市民サービス向上のために、効率的かつ円滑な事務処理ができるよう、窓口や執務空間を確保し行政組織や職員数の変化、将来的な働き方の変化にも対応できるよう、来庁者だけでなく職員の働きやすさに配慮し、フレキシビリティの高い計画を行います。 執務空間のフリーアドレス化を目指し、それに伴い必要な場所（ロッカー）等、附属機能の導入を検討し、職員の利便性を向上しながらスペースの減縮を図ります。 無線技術／無線LAN（Wi-Fi）やポータブルな端末を活用し、業務遂行のフレキシビリティを高めます。そのために適した新しい什器・備品の導入を検討します。 各部署が利用するスペースを適宜共有・有効活用できるよう、什器類規格の統一化を図ります。 会議室は多様な需要に対応するため、適正な規模・配置とともに間仕切り壁などで柔軟な使用を可能とします。 倉庫・収納スペースを配置しますが、ペーパーレス化推進に伴い面積の減縮が求められるため、根本的な文書破棄と整理を行い、スペース確保を考慮します。 職員のバックヤードはロッカーや仮眠、休憩・食事から打合せ等、多様な利用を想定し計画します。

【全館共通】

No.	項 目	内 容
⑥	安全性	強固な防災性を備えるとともに、万が一の大災害時、非常時、緊急時において、災害対策拠点として必要な防災機能を備え、市民の安全・安心に資する庁舎とします。 最新の耐震基準（新耐震／1981年）を満たした建築物であるミップルビルに移転することで、現市庁舎より災害に対する安全性を向上させます。 災害時の活動に必要な太陽光発電設備や自家発電装置等を検討し、非常用電源を確保します。 情報通信回線やライフライン等の安全対策を行います。
⑨	経済性	将来の財政負担まで考慮し、新築ではなく既存建物への移転改修計画とします。 既存建物を利用することで、過度な装飾的計画を省きます。移転済みの3階・4階の一部を現状のまま使用する計画を含み、改修範囲を必要最小限に留めることでコストを抑えます。 初期投資だけでなく、長寿命・高耐久な構造や材料の採用、維持管理費を想定した汎用機器による設備整備、維持管理が容易な内外装仕上げの導入、省エネルギー設備の採用など、移転後の維持管理にも配慮し、低コストな庁舎を実現します。

【4階】

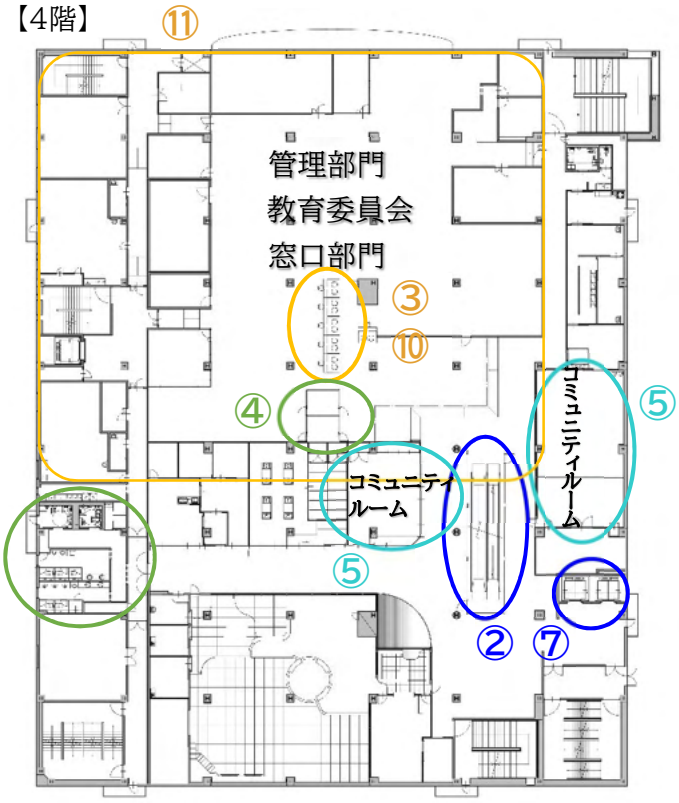

⑥・⑨

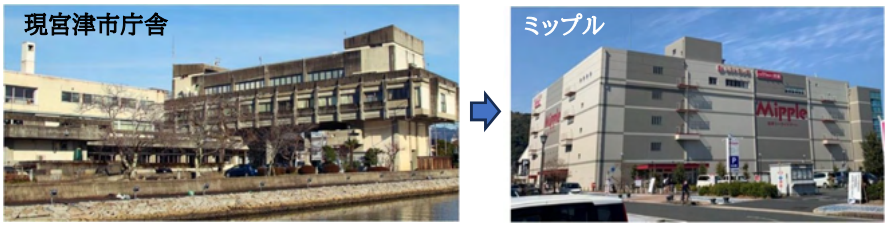

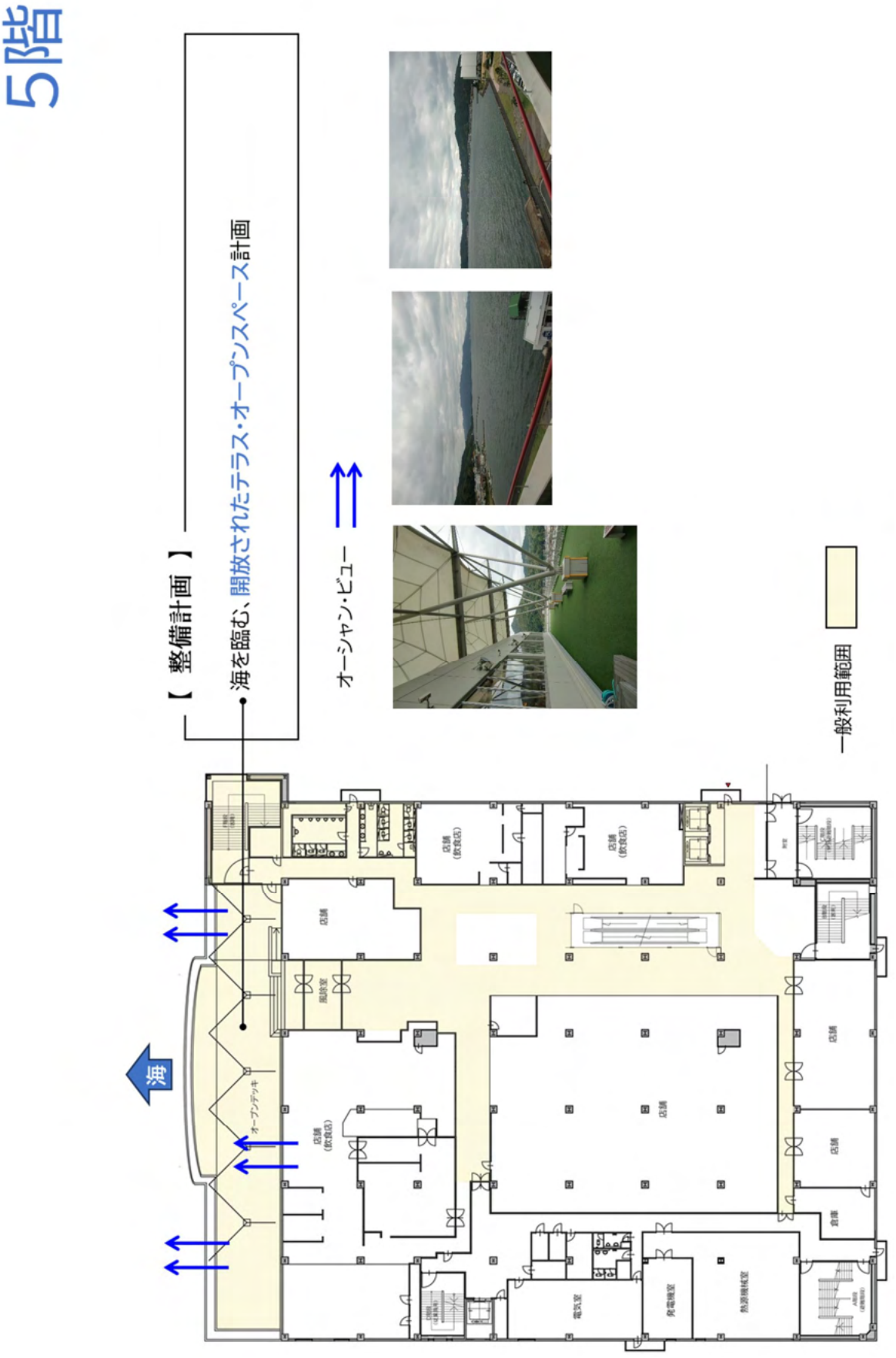
5階
【 整備計画 】
海を臨む、開放されたテラス・オープンスペース計画
オーシャン・ビュー
一般利用範囲
店舗
(飲食店)
風除室
オープンデッキ
電気室
発電機室
熱源機械室
倉庫
海

■求められる機能と配慮

No.	項 目	内 容
⑬	市民に開かれ、海に開かれた交流の場づくり	海の見える立地環境を最大限に生かした空間構成として、海を臨む、開放された屋外テラスを市民利用とします。

【全館共通】

No.	項 目	内 容
⑥	安全性	強固な防災性を備えるとともに、万が一の大災害時、非常時、緊急時において、災害対策拠点として必要な防災機能を備え、市民の安全・安心に資する庁舎とします。 最新の耐震基準(新耐震／1981年)を満たした建築物であるミップルビルに移転することで、現市庁舎より災害に対する安全性を向上させます。 災害時の活動に必要な太陽光発電設備や自家発電装置等を検討し、非常用電源を確保します。 情報通信回線やライフライン等の安全対策を行います。
⑨	経済性	将来の財政負担まで考慮し、新築ではなく既存建物への移転改修計画とします。 既存建物を利用することで、過度な装飾的計画を省きます。移転済みの3階・4階の一部を現状のまま使用する計画を含み、改修範囲を必要最小限に留めることでコストを抑えます。 初期投資だけでなく、長寿命・高耐久な構造や材料の採用、維持管理費を想定した汎用機器による設備整備、維持管理が容易な内外装仕上げの導入、省エネルギー設備の採用など、移転後の維持管理にも配慮し、低コストな庁舎を実現します。

【5階】

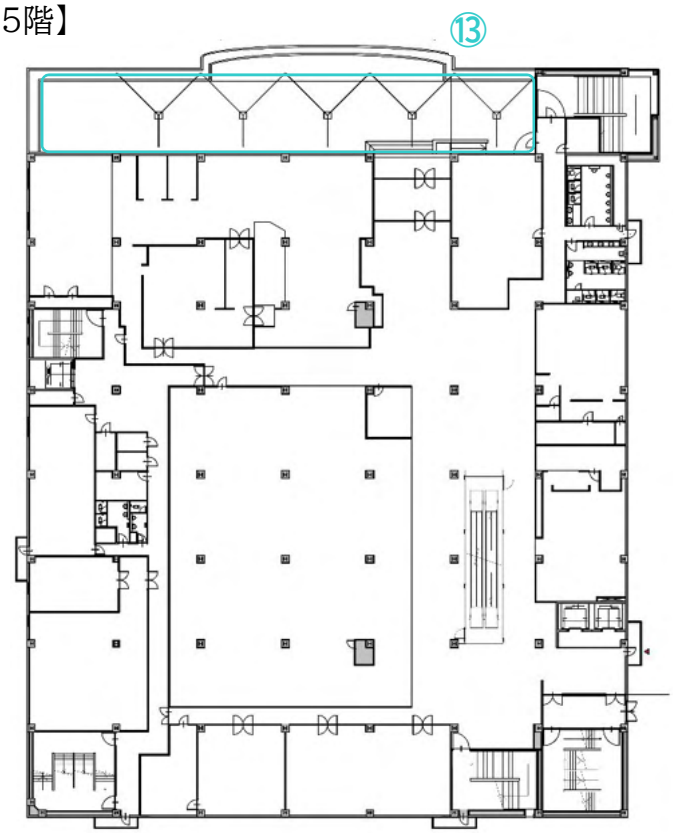

1-3. 事業計画

1-3-1 事業スケジュール

事業スケジュールは、市議会での条例や予算議案等の議決が前提であり、定まったものではありません。

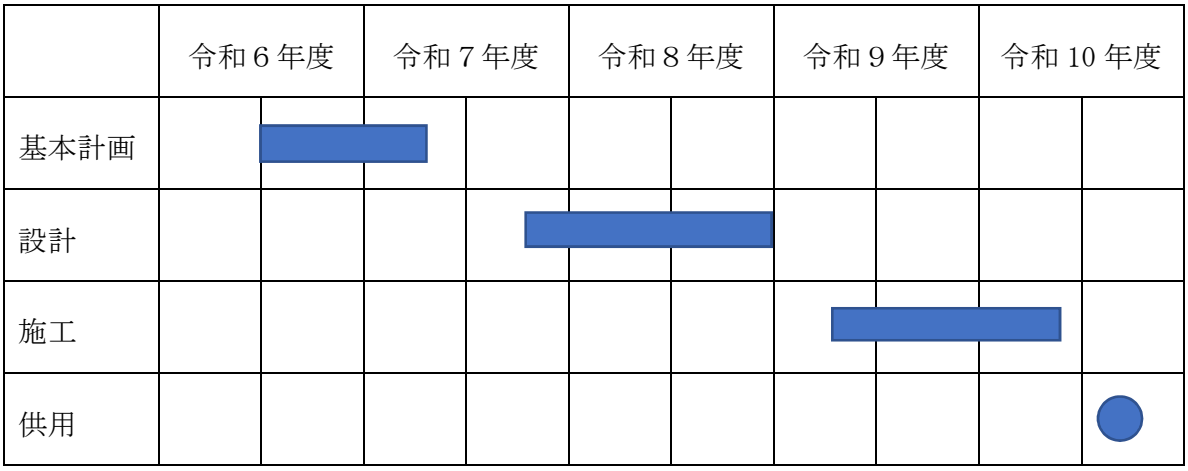

1-3-2　概算事業費

基本計画段階における概算事業費については、現時点で以下のとおりと想定しています。

今後、基本計画策定後の詳細設計を進める中で、事業費の抑制や有利な財源の活用など引き続き検討を行い、効率的な施設整備に努めます。

■概算整備事業費

（百万円）

項　　目	概算事業費
改修工事	1,300
不動産購入	850
備品、引越	140
設計・工事監理	130
計	2,420

2．参考

2-1．　新庁舎整備の必要性、整備手法選定方法の経過

2-1-1　市庁舎の現状、課題

本市の市庁舎は、本館は昭和 37 年、別館は昭和 36 年にそれぞれ竣工しています。どちらも建築から 60 年以上が経過しています。平成 26 年度に耐震診断を行いましたが、耐震基準を満たしておらず、今後発生が予想される南海トラフ地震などの大規模災害等に対する防災拠点としての機能確保が危惧されます。

また庁舎が、本館、別館、ミップルビル内など数個所に分散しているほか、本館、別館ともバリアフリー未対応（エレベーター等）など、市民の皆さまに大変ご不便をおかけしている状況です。

こうしたことから、庁舎の整備・更新は先送りできない課題として、検討をスタートしました。

■現在の各庁舎等の概要

	位置	延床㎡	建築年	最小 IS 値	配置部署等
本館	柳縄手	2,701	1962	0.40	議会諸室、市長室、副市長室 総務部、企画財政部、市民環境部 指定金融機関
新館	柳縄手	768	1974	0.13	建設部、監査委員・公平委員会、 食堂
別館	本町	1,906	1961	0.10	産業経済部、農業委員会
福祉・教育総合プラザ	浜町	1,930	1997	新基準	健康福祉部、教育長室、教育委員会
防災拠点施設	魚屋	352	2017	新基準	総務部
書庫	惣	1,000	1998	新基準	書庫
庁舎等延べ床面積合計		8,657			

【特記事項】

①本館：神種郎氏設計。H29DOCOMOMO.japan により「日本におけるモダンムーブメントの建築」として選定

②福祉・教育総合プラザ：延べ床面積は事務所部分のみを計上

③防災拠点施設：延べ床面積は事務所部分のみを計上

④書庫：延べ床面積は書庫部分のみを計上

※宮津市庁舎あり方検討令和３年度調査報告書より

2-1-2　新庁舎整備の必要性及び課題整理

耐震性能の不足や庁舎の老朽化、また庁舎が分散していることなどのよる市民利便性への課題解決を図るには、現在の庁舎の大規模改修又は新たな庁舎の整備を検討する必要があります。

「宮津市庁舎あり方検討令和３年度調査報告書」（令和４年２月)のとおり、庁舎のあり方について議論を進めるための基礎的な研究を行い、課題整理しました。

2-1-3　市民意見の聴取

市庁舎のあり方について、基礎的な研究(令和３年度調査報告)を進めるとともに、具体的な検討に入る前に市民の皆さんのご意見を聴取しました。

■市役所庁舎のあり方検討に関する市民アンケート（令和４年６月～７月）（回答数 366）

市庁舎のあり方について、市民の皆さんの基本的な意向を調査しました。

Q　本庁舎の場所について	
・現在の場所（柳縄手）がよい	24.0%
・市街地であれば他の場所でも構わない	**43.4%**
・どこでも構わない	23.2%
・その他の場所がよい	9.3%

Q　庁舎の分散・集約について	
・分散したままでよい	21.6%
・集約した方がよい	**54.1%**
・どちらでもよい	20.2%
・その他	4.1%

Q　庁舎のデザインについて	
・宮津の自然をイメージできるデザインがよい	11.5%
・宮津の歴史文化をイメージできるデザインがよい	13.4%
・簡素でシンプルなデザインがよい	**32.8%**
・特にデザインは必要ない	**32.5%**
・その他	9.8%

■若者を中心とした「未来の庁舎を考える市民会議」を開催（令和４年７月～９月）

未来の宮津市を担う若年層から、市庁舎について４グループに分かれてアイデアを募りました。

グループ１：「分散型コンパクトシティ」を目指して

グループ２：未来に課題を残さない宮津市新庁舎案

グループ３：庁舎のあり方検討～分散型配置と DX 推進の視点から～

グループ４：人にもまちにも優しい新庁舎～未来への投資～

それぞれのグループが創意工夫を重ねた提言をまとめ、市長に直接提案しています。若い世代からいただいたアイデア、意見をしっかりと受け止め、今後の検討に反映することとしました。

2-1-4　基本構想の検討経過及び概要

令和５年７月に、住民代表や有識者による幅広い見地から検討いただくため、「宮津市庁舎基本構想等検討委員会」を設置。これまでの庁舎整備に係る基礎的な研究やアンケート調査、若者市民会議などの市民の意見を踏まえた上で、

宮津市庁舎の整備に向けた基本構想に関すること
- ・庁舎の基本的コンセプト
- ・整備の方向性

について、審議のうえ提言いただくよう検討委員会に市長が諮問しました。

検討委員会では、市民アンケート意見など市民の声を基礎とした基本コンセプト（庁舎整備の考え方）の議論、本庁舎の耐震改修や本庁舎撤去新築、別地で新築、他の建物活用など様々な整備手法や経費比較などを行い、「集約型（ミップルビル集約プラン)」、「建物活用型（みやづ歴史の館リノベーションプラン)」、「新築型（島崎エリア本館新築プラン)」の３プランに絞り込んだうえで、更に庁舎整備の方向性(庁舎整備プラン)について議論しました。

加えて、検討を行っている基本的コンセプト及び庁舎整備プランについて、市民の皆さんの意向を調査するため、市民アンケートを実施しました。

■宮津市庁舎整備に向けての市民アンケート（令和５年 12 月～令和６年１月）（回答数 623）

※委員会の協議途中で市民の意見を聞かせていただきました。

Q　庁舎の基本的コンセプトについて（複数回答）	
・利用しやすく親しみのある庁舎	46.5%
・災害に強く、安全安心を確保する庁舎	50.9%
・シンプルで経済的な庁舎	56.2%
・機能的な庁舎	50.9%
・その他	12.2%

Q　市庁舎整備プランについて	
・集約型（ミップルビル集約プラン）	51.0%
・建物活用型（みやづ歴史の館リノベーションプラン）	23.9%
・新築型（島崎エリア本館新築プラン）	13.8%
・その他	11.2%

アンケート調査による基本的コンセプト及び庁舎整備プランの市民意向を踏まえて、更に検討委員会において検討・議論を重ねました。

令和６年３月に、検討委員会として協議結果を取りまとめ、「基本構想」を市長に答申しています。　答申書は次のとおりです。

令和６年３月 21 日

宮津市長　城﨑　雅文　様

宮津市庁舎基本構想等検討委員会
委員長　青山　公三

宮津市庁舎の整備に向けた基本構想について（答申）

令和５年７月 16 日付け宮総第 138 号で諮問を受けました標記の件につきまして、下記のとおり答申します。

記

１　整備にあたっての基本的コンセプト

新たに市庁舎を整備するにあたり、目指すべき基本的コンセプトは次の４点とする。

基本的コンセプト１　　利用しやすく親しみのある庁舎

市民にとって親しみが持て、誰もが気軽に集える交流の機能を有する庁舎とする。

基本的コンセプト２　　災害にも強く、安全・安心を確保する庁舎

強固な防災性を備えるとともに、万が一の大災害時、非常時、緊急時において、災害対策拠点として必要な防災機能を備え、市民の安全・安心に資する庁舎とする。

基本的コンセプト３　　シンプルで経済的な庁舎

過度な装飾は排除し使いやすさを重視するとともに、将来の財政負担が過大とならないよう、初期投資も維持管理も低コストな庁舎とする。

基本的コンセプト４　　機能的な庁舎

市民の利便性向上を図るため、分散している行政機能を１か所に集約し機能性を高めるとともに、設備のバリアフリー化はもとより、国際標準であるユニバーサルデザインを導入し、ダイバーシティにも配慮した来庁者にやさしく、職員が働きやすい庁舎とする。

２　立地場所及び整備手法の方向性

・市庁舎は、利用する市民の利便性を考慮し、中心市街地に配置し集約することが望ましい。
・整備にあたっては、財政状況が厳しい中にあって、国・府からの財政支援がないことから、可能な限り経費を抑えられるよう、経済合理性を考慮し、既存の建物活用が最も適切な整備手法であると考える。
・土砂災害、地震・津波・浸水被害に対して、ミップルビルは立地面や建物強度面から、一定の防災性が確保できる。
・現在の福祉・教育総合プラザは、アクセス性と商業施設との同居により、市民から高い評価を得ている。

こうしたことを踏まえ、市庁舎を『ミップルビル（宮津阪急ビル）』内に移転し、行政機能を集約することが望ましい。

この実現に向けて、建物所有者や建物賃借者と丁寧に協議を行われたい。

３　その他

昨今の技術進歩により、様々な面において利便性が急速に拡大している一方で、人と人との関係性の希薄化が大きな課題となっている。

これからの市庁舎は、このような時代背景を受け入れつつも人と人とのつながりを深め醸成する場としての機能が求められる。高齢者や障がい者、外国人や学生など、あらゆる世代が親しみやすい市庁舎の実現に加え、窓口対応や各種行政手続きについてはＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展によって、市民サービスがさらに向上していくこと、とりわけ庁舎から離れた地域への行政アクセスについても向上することを切に期待する。

また、次の課題について、併せて検討されるよう申し添える。

①現在の市庁舎本館は、歴史的価値があるとされていることから、別途、検討組織等を設置し、そのあり方について議論を深められたい。
②島崎・浜町エリアについては、今後の宮津市の発展に向けた重要拠点にしていかなければならないことから、市庁舎の移転を契機に、新庁舎を含むエリアを一体的かつ総合的見地から宮津市の新たなにぎわいを創出するための再開発に向けた議論を深められたい。
③市庁舎の移転に伴いミップルビルの売り場面積が減ることとなることから、買い物利便性が大きく損なわれることのないよう周辺エリアでの対応も含めて十分に配慮されたい。
④海が見える庁舎という優位性を活かし、市民のみならず国内外各地や海外の人々が交流できる機能、市を象徴する機能を検討されたい。

以上

この基本構想の答申を受け、市議会、市民に、市として答申に沿って、進めていくことを報告しました。

①市議会に報告(令和６年３月)

②市民説明会の開催（令和６年９月）

③検討状況を市民にお知らせ（令和７年２月）

また、建物所有者と現建物賃借者との間で協議を開始することを合意しました。

④関係先への申入れ（令和６年４月）

⑤協議開始の合意(令和６年５月)

2-1-5　基本計画の検討経過

令和６年 12 月から「宮津市庁舎基本構想等検討委員会」を再開しました。これまでの庁舎整備に係る「基本構想」を踏まえた上で、

宮津市庁舎のミップルビル集約プランにおける基本計画に関すること

について、審議のうえ提言いただくよう検討委員会に市長が諮問しました。

検討委員会では、市庁舎整備に向けた市民報告会参加者や来庁者からの意見、また、商工会議所や社会福祉協議会などの福祉関係諸団体、女性の会・老人クラブ・自治連などの各種団体、市議会などからの要望や市職員からの意見聴取など、多様な市民・団体等からの意向確認を踏まえ、整備コンセプトやゾーニング、整備内容を議論しました。

こうした検討経過を経て、令和７年７月に検討委員会として協議結果を取りまとめ、「基本計画」を市長に答申しました。

令和７年７月２３日

宮津市長　城﨑　雅文　様

宮津市庁舎基本構想等検討委員会
委員長　青山公三

宮津市庁舎移転整備に向けた基本計画について（答申）

令和６年 12 月 12 日付け宮総第 209 号で諮問のあった表記について、下記のとおり答申します。

記

１．　宮津市庁舎移転整備に向けた基本計画
別冊「宮津市庁舎移転整備基本計画」のとおり

２．その他付言事項
庁舎移転整備にあわせて下記の事項についてもしっかりと取り組んでいただくよう要望します。

①庁舎移転工事についてはできるだけ早期実現ができるよう、また、工期中にあっては、既存機能に大きな影響がでないような施工に配慮されたい。
②詳細設計の段階において、高齢者や障がい者への案内誘導など十分な配慮、また将来の可変性を十分考慮するとともに、職員の働きやすさに最大限の配慮を願いたい。
③庁舎移転後の運用方法等について、DX（デジタルトランスフォーメーション）による窓口対応や各種行政手続き等の市民サービス利便の向上、また、大規模災害時の拠点としての機能運用などについて、詳細検討を進められたい。
④橋北地区など庁舎から離れた地域についても同時に利便性が高まるよう、DX 等を前提に、行政アクセスの充実向上を進められたい。
⑤庁舎が移転する島崎・浜町エリアについては、今後の宮津市の発展に向けた重要拠点にしていかなければならないことから、宮津市の新たなにぎわい創出のためのシンボルエリアとして再開発の方向性を一体的にかつ総合的に定められたい。
⑥市庁舎の移転に伴い、ミップルビルの売り場面積が減ることとなることから、買い物利便性が大きく損なわれることのないよう周辺エリアでの対応も含めて十分に配慮されたい。
⑦現在の市庁舎本館は、歴史的価値があるとされていることから、別途、検討組織等を設置し、庁舎移転後の本館建物の在り方について方向性を定められたい。

2-1-6　参考資料

資料１　宮津市庁舎基本構想等検討委員会設置要綱

資料２　宮津市庁舎基本構想等検討委員会名簿

資料３　これまでの検討経過（概要）

資料４　建物の概況

資料５　防災性の検証

資料１ 宮津市庁舎基本構想等検討委員会設置要綱

宮津市庁舎基本構想等検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　宮津市庁舎の整備に関する基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するに当たり、幅広い見地からの助言及び提言を得るため、宮津市庁舎基本構想等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に報告する。

(1) 宮津市庁舎の整備に関する基本構想及び基本計画の策定に関すること。

(2) その他宮津市庁舎の整備に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第３条　委員会は、委員９人以内で組織する。

２　委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

３　委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の３月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第４条　委員会に委員長１人を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき委員会の会議は市長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第６条　委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

資料２ 宮津市庁舎基本構想等検討委員会名簿

宮津市庁舎基本構想等検討委員会

（敬称略）

区　分	氏　名	経　歴　等	備考
学識経験者	青山　公三	京都府立大学　名誉教授	
	杉岡　秀紀	福知山公立大学　准教授	
	大門　大朗	福知山公立大学　准教授	
住民代表	岡田　栄三	宮津市自治連合協議会　会長	第１回～第３回
	角　　茂一		第４回～第７回
	黒岡　芳子	宮津市地域女性の会　会長	
	北尾ひとみ	宮津市民生児童委員協議会　監事	
関係機関	山口　孝幸	宮津商工会議所　専務理事	
	笠井　裕代	社会福祉法人北星会 特別養護老人ホーム天橋の郷　施設長	
	井上　真哉	京都府建築士会宮津支部　副支部長	

専門委員	箕浦　龍一	立教大学特任教授（公共政策・キャリアデザイン） （一社）官民共創未来コンソーシアム 理事　ほか	

資料３ これまでの検討経過（概要）

年度	月　日	事　項	備　考
R1	3 月 27 日	市議会全員協議会	「宮津市公共施設再編方針書(案)」を報告。(庁舎整備検討方針を明記)
R2	10 月 2 日	市議会全員協議会	宮津市公共施設再編方針書の策定について報告
R3	4 月 19 日	市議会公共施設再編及びまちづくり調査研究特別委員会	市庁舎整備に向けた現況確認と今後の検討の方向性について説明
	4 月～2 月	庁舎あり方検討会 （庁内検討グループ）	宮津市庁舎あり方検討に係る調査報告に向けて、随時、検討会開催
R4	2 月 22 日	市議会全員協議会	宮津市庁舎あり方検討令和３年度調査報告書の報告
	6 月 10 日～ 7 月 15 日	庁舎あり方検討に関する市民アンケート調査実施	４項目(本庁舎の場所、庁舎の分散・集約、将来庁舎の役割機能、庁舎のデザイン)について市民意向調査
	7 月 23 日	未来の庁舎を考える市民会議(第１回)	4 グループに分かれ、ワークショップ形式で検討
	8 月 8 日	未来の庁舎を考える市民会議(第２回)	4 グループに分かれ、ワークショップ形式で検討
	9 月 26 日	未来の庁舎を考える市民会議(第３回)	4 グループから、それぞれ庁舎のあり方に係る提言を提出
	12 月 23 日	市議会全員協議会	未来の庁舎を考える市民会議提案及び庁舎に関する市民アンケート結果について報告
R5	7 月 16 日	第１回宮津市庁舎基本構想等検討委員会	市庁舎に係る基本的事項や整備手法シミュレーションなどを協議
	11 月 20 日	第２回宮津市庁舎基本構想等検討委員会	基本的コンセプトや整備手法などの検討
	12 月 20 日～ 1 月 19 日	市庁舎整備に向けての市民アンケート調査実施	庁舎のコンセプトや３つの庁舎整備プランについて市民意向調査
	3 月 6 日	第３回宮津市庁舎基本構想等検討委員会	・提言内容の検討（基本的コンセプト、整備プランほか)
	3 月 21 日	宮津市庁舎の整備に向けた基本構想…市長に答申	４つの基本的コンセプト、立地場所及び整備手法の方向性など
	3 月 28 日	市議会全員協議会	宮津市庁舎基本構想等検討委員会からの答申について
R6	9 月 12 日	市庁舎整備に向けた市民報告会	これまでの審議経過、答申内容、今後の取組み予定等を報告

R6	10月8日	市議会全員協議会	市庁舎整備に向けた市民報告会の結果について
	10月15日～ 11月15日	ミップル集約プランに対する要望聴取	若手職員、管理職以下、職員組合など
	11月9日	ミップル集約プランに対する要望聴取	来庁者（子育て世代乳幼児がいる家庭）から聴取
	11月19日	ミップル集約プランに対する要望聴取	宮津商工会議所から聴取
	11月21日	ミップル集約プランに対する要望聴取	宮津市社会福祉協議会から聴取
	11月25日	ミップル集約プランに対する要望聴取	宮津市民生児童委員協議会から聴取
	12月3日	ミップル集約プランに対する要望聴取	宮津市老人クラブ連合会から聴取
	12月4日	ミップル集約プランに対する要望聴取	宮津市地域女性の会から聴取
	12月6日	ミップル集約プランに対する要望聴取	宮津市身体障害者団体連合会から聴取
	12月9日	市議会から議会関係諸室に関する要望	・議会関係諸室配置の考え方 ・その他議会諸室に関する要望他
	〃	ミップル集約プランに対する要望聴取	宮津市自治連合協議会から聴取
	12月12日	第4回宮津市庁舎基本構想等検討委員会	・基本構想答申後の取組み ・建物所有事業者等との協議状況 ・ミップル集約プランへの要望等
	2月6日～ 2月28日	市役所来庁者への聞き取り	・庁舎移転に関すること ・ミップル及び周辺整備に関することほか
	2月10日～ 2月25日	市職員全員からの要望聴取	来庁者利便や職員働きやすさ、危機管理に関すること等全530件
	2月10日	庁舎検討部会	第4回検討委員会結果報告及び整備ラフプランに係る協議ほか
	2月17日～ 2月18日	ミップル集約プランに対する要望聴取	子育て支援センターにっこりあ及び障害者支援センター結から聴取
	2月20日	市民と市長の座談会（南部会場）	庁舎移転に関する意見聴取
	2月27日	市民と市長の座談会（北部会場）	庁舎移転に関する意見聴取

R6	3 月 5 日	市議会から議会関係諸室に関する要望	・議会関係諸室に関わるラフプラン(Ａ案・Ｂ案)の考え方について ・議会関係諸室に関する要望について他
	3 月 12 日	第５回宮津市庁舎基本構想等検討委員会	基本計画ラフプラン２案に係る協議ほか
	3 月 17 日	庁舎検討部会	第５回検討委員会結果報告及びゾーニングの再整理や部局配置整理
R7	4 月 25 日	庁舎検討部会	部局配置などゾーニング素案に係る協議
	4 月 30 日	庁舎検討部会	ゾーニング等に係る全体調整、移転整備に関する諸課題の確認ほか
	5 月 14 日	市議会から議会関係諸室に関する要望	・議会関係諸室に関する要望 ・その他要望
	5 月 22 日	第６回宮津市庁舎基本構想等検討委員会	コンセプト案、ゾーニング案についての協議ほか
	6 月 2 日	庁舎検討部会	第６回検討委員会からの意見に対する調整
	6 月 26 日	第７回宮津市庁舎基本構想等検討委員会	庁舎整備基本計画書案についての協議ほか
	7 月 23 日	宮津市庁舎移転整備に向けた基本計画…市長に答申	市庁舎移転整備に向けた基本計画及びその他付言事項

※上記以外でも、庁内の庁舎検討部会コアメンバー定例会を、基本的に毎週１回開催し、庁舎整備検討の進捗を図ったほか、市庁舎の集約・移転に係る関係事業者とも、随時、協議を行った。

参考資料４　建物概況

■建物概況

行政機能などを移転集約するミップルビル(宮津阪急ビル)の現況を整理します。

＜建物概況＞

1.名　称	宮津阪急ビル(Mipple)
2.建設地(地名地番)	京都府宮津市字浜町3003番、3012番
3.主要用途	1･2･5階／物品販売業を営む店舗
	3階／図書館 ・ 4階／地方公共団体支所
4.敷地面積	12,747.13㎡（3,856.0坪）
5.建ぺい率／基準建ぺい率	34.81%／ 80.00%
6.容積率／基準容積率	156.03%／400.00%
7.用途地域	商業地域
8.防火地域	準防火地域
9.その他の地域地区	都市計画区域内
10.構　造	RC造･鉄骨造
11.階　数	地下 0階 ／ 地上 5階 ／ 塔屋 1階
12.最高高さ	設計GL＋28.300m

【面　積】				
建築面積	4,436.86㎡（1,342.15坪）／34.81%			
容積対象面積	19,889.28㎡（6,058.46坪）／156.03%			
延べ面積	20,115.97㎡（6,085.05坪）			
【床面積 ／ 容積対象床面積 ／ 階高 ／ 主要用途】				
1 階	4,354.44㎡	4,223.33㎡	4.80m	物品販売業を営む店舗
2 階	3,945.88㎡	3,908.77㎡	4.60m	物品販売業を営む店舗
3 階	4,016.29㎡	3,996.80㎡	4.60m	図書館
4 階	4,016.29㎡	3,996.80㎡	4.60m	地方公共団体支所
5 階	3,629.94㎡	3,610.45㎡	4.60m	物品販売業を営む店舗
P H	153.13㎡	153.13㎡	4.40m	
合 計	20,115.97㎡	19,889.28㎡		

【見取図】

■建物構造

新庁舎となる、ミップルビル（宮津阪急ビル）は、1997 年（平成 9 年）で新耐震（1981 年以降）の基準に合致した建物となっています。また、当該建物は、竣工後、定期的にメンテナンスされて来ています。そのため、耐震基準を満足していない現庁舎から、移転後の庁舎は耐震基準を満たす建物となります。

参考資料５　防災性の検証

■土砂災害警戒区域

ミップルビル（宮津阪急ビル）は、土砂災害警戒区域には指定されていない。

■当該災害に係る検証

土砂災害にかかる特別警戒・警戒区域に指定されていないことから、特段の対応は必要なし。

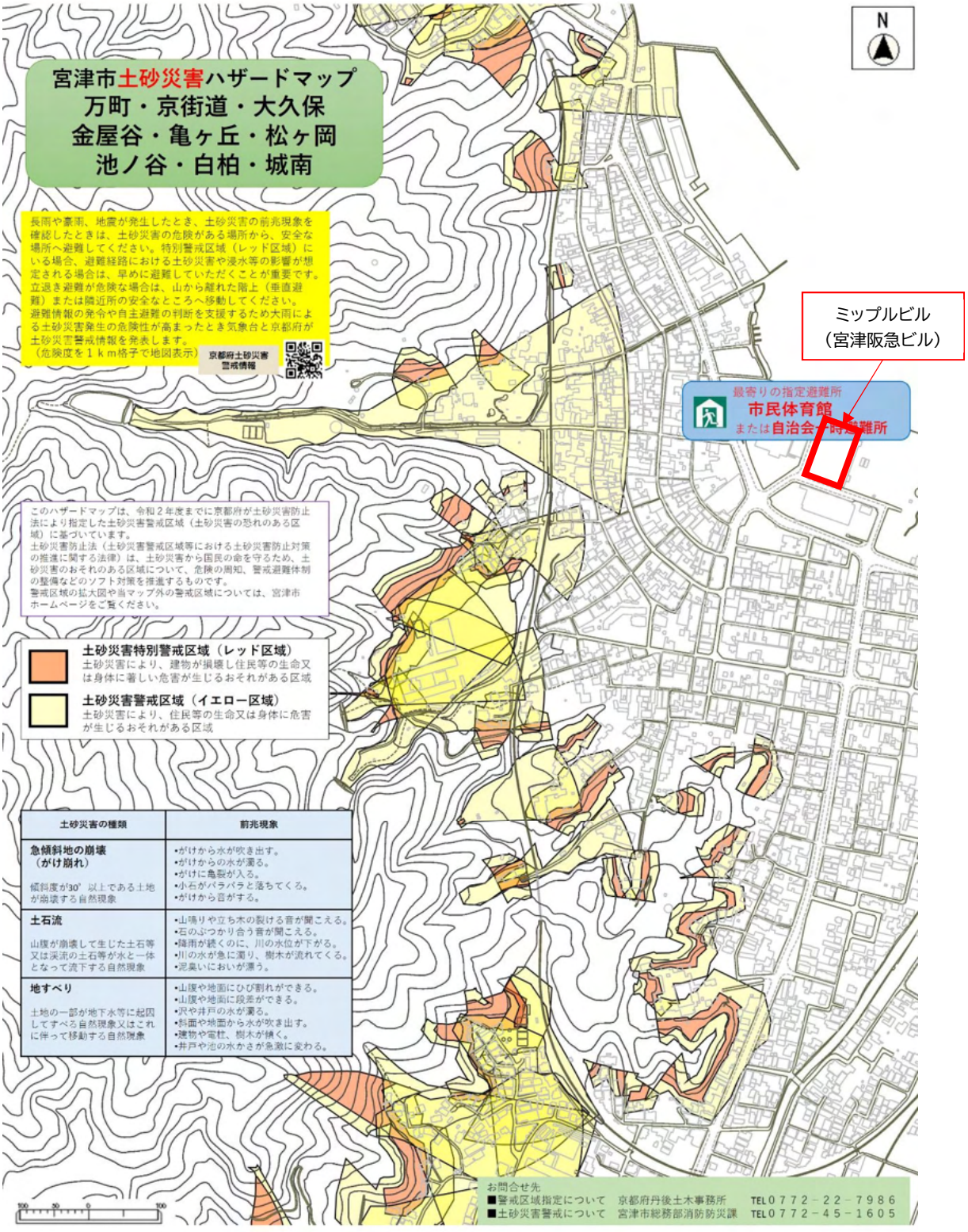

■洪水浸水区域

ミップルビル（宮津阪急ビル）は、大手川洪水による 0.5m～1.0m 未満の浸水深区域に指定されている。

■当該災害に係る検証

大手川洪水に係る最大浸水深が 0.5m～1m未満の区域と指定されており、ミップルビルの１階は浸水の可能性はあるが、２階以上は浸水の可能性はない。

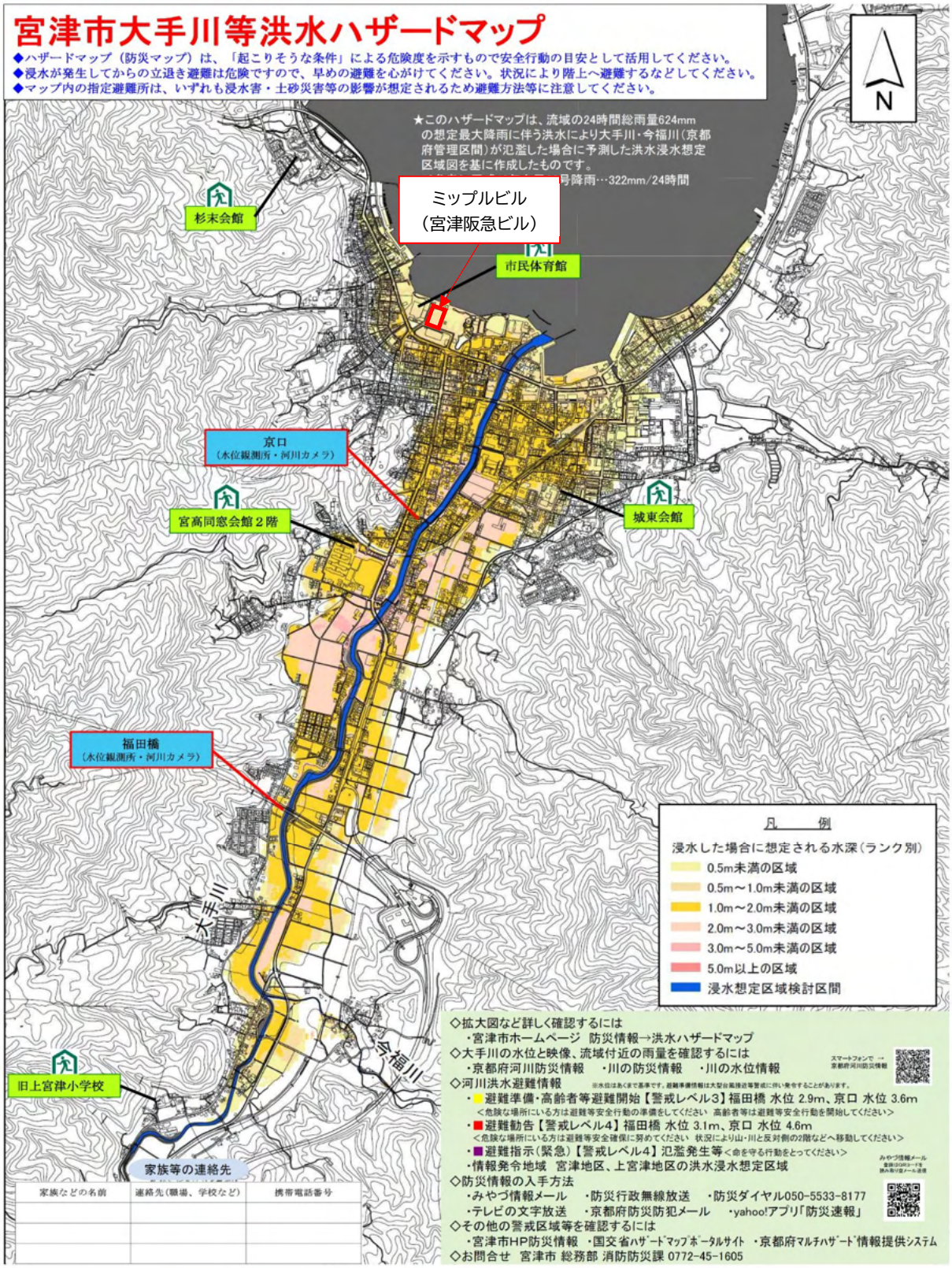

■宮津市津波ハザードマップ

ミップルビル（宮津阪急ビル）は、津波浸水深が 0.3m 未満と予測されている。

■当該災害に係る検証

津波の最大浸水深が 0.3m未満の区域と指定されており、ミップルビルの１階は浸水の可能性はあるが、２階以上の浸水の可能性はない。

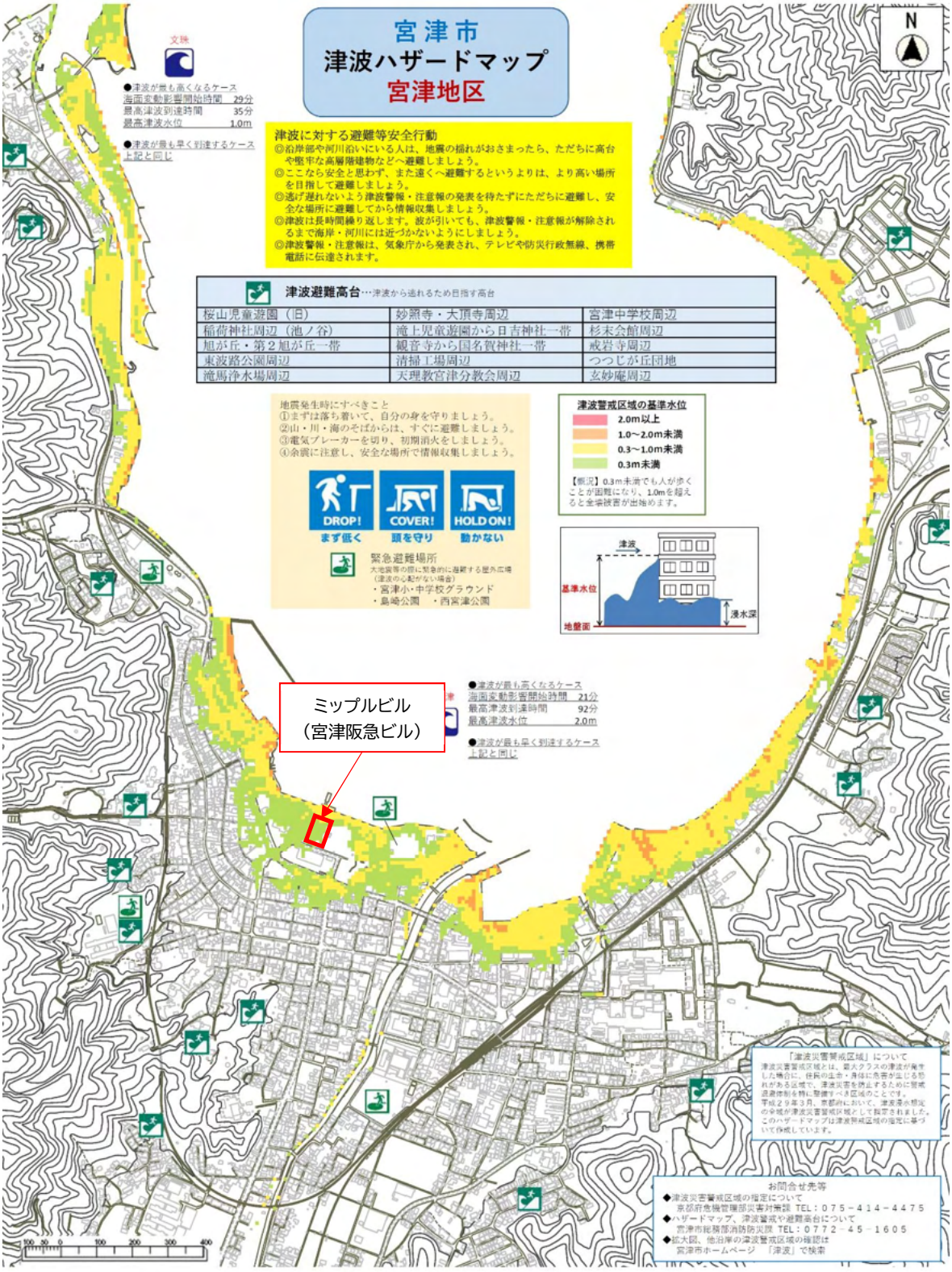

■液状化

ミップルビル（宮津阪急ビル）を含む宮津市中心市街地は液状化リスクが高いと予測されている。

■当該災害に係る検証
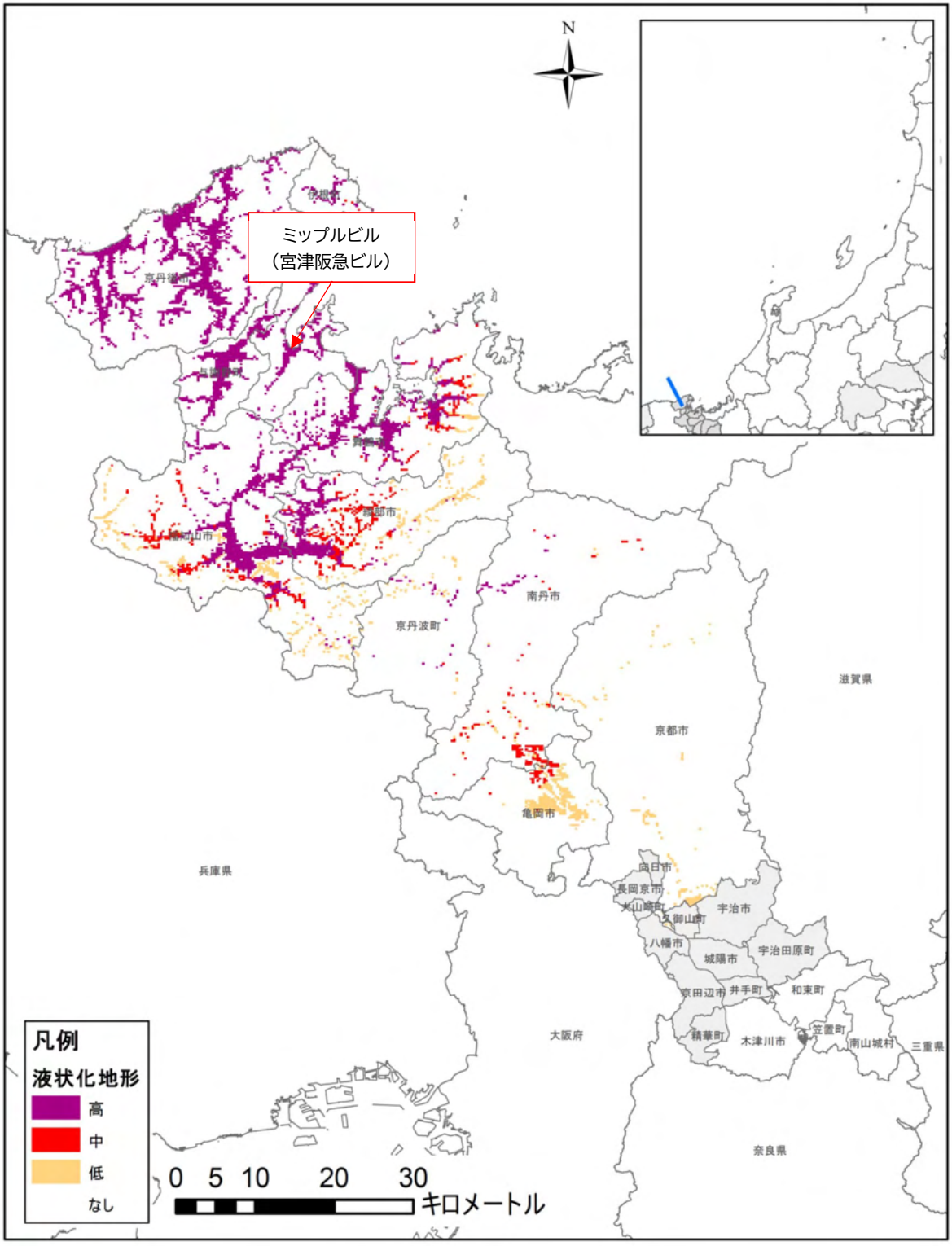
ミップルビルは、建物支柱が支持地盤まで打ち込まれており、液状化による建物損壊の可能性は低い。